

平成30年3月定例会

市民環境常任委員会会議録

招 集 月 日	平成30年3月 7日（水）
会 議 場 所	市役所 5階 理事者控室
開 議 日 時	平成30年3月 7日（水）午前9時01分
閉 会 日 時	平成30年3月 7日（水）午後2時39分
委 員 長	羽鳥 健
副 委 員 長	頓所 澄江
委 員	菅野 博子 大塚 佳之 矢部 一夫 潮田 幸子
欠 席 委 員	なし
議 長	
委 員 外 議 員	なし
傍 聴 者	なし

議 題

議案番号	件名	審査結果
第43号	財産の処分について	原案可決
第44号	鴻巣市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第45号	平成29年度鴻巣市一般会計補正予算（第7号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第50号	平成30年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分	原案可決

委員会執行部出席者

（市民部）

市民部長 佐藤 康夫
 市民部副部長 笹野 一郎
 市民部参事兼市民課長 関根 和俊
 市民税課長 原口 信行
 資産税課長 染谷 秀幸
 市民部参事兼収税対策室対策室長 早川 宏人
 収税対策室副参事 矢澤 欣子
 やさしさ支援課長 松本笑美子

（環境経済部）

環境経済部長 飯塚 孝夫
 環境経済部副部長 馬橋 陽一
 環境経済部副部長兼農業委員会事務局長 松村 洋充
 環境経済部参事兼環境課長 関口 泰清
 産業振興課長 町田 浩一
 産業振興課副参事 中西 克仁
 観光戦略課長 小川 哲夫
 産業立地推進プロジェクト室長 武藤 幸二

吹上支所副支所長 新井巳代子
 川里支所副支所長 大島 幸子

書 記

岡崎 夏子
 篠原 亮

(開議 午前9時01分)

(委員長) ただいまより本日の会議を開きます。

議案第50号 平成30年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明が終わっております。

これより質疑を求めます。質疑はございませんか。

(菅野) 33ページの犬の登録で340万7,000円、保健衛生手数料で出ています。前も私言いましたけれども、もうそれこそ何十年と犬の狂犬病は日本は出ていないのです。ですから、毎年何か市役所のもうけではないかなと思うのですけれども、毎年やらないで、せめて5年に1回とか、だって結構高いのですよね。5年に1回とか何とかならないでしょうか。ああいうことがきっちり報道されているわけで、毎年やらなくてはいいかないか。

(環境経済部参事兼環境課長) お答えいたします。

狂犬病予防注射は、狂犬病予防法によって毎年1回接種しなければならないということになっておりますので、まずはそれに基づいて年1回接種をしていただかないといけないということになっております。手数料については2,750円ということで、注射手数料と、それから550円の登録手数料をいただいているところでございます。

以上です。

(菅野) 国の制度といたって、おかしいのなら、おかしいということ、では国にきっちりと言ってしかるべきではないでしょうか。あれほど新聞で報道されたり、テレビでも報道されているわけで、言わないからといってそのまま、国の制度をただすべきではないでしょうか、地方からも。どうですか。言わないからって、いつもやるのかな、やらなくてもいいことを。国に問い合わせましたか、考えるべきだという。

(環境経済部参事兼環境課長) そのような問い合わせをしたことはございませんが、狂犬病予防協会ですとか県の組織もございまして、そういう中でも狂犬病はいまだに発症すると、ほぼ100%に近い致死率があるという恐ろしい病気だということで、きっちり接種率を上げましょうということで動いておりますので、今後もそういう方向で行くのだろうとい

うふうに考えております。

以上です。

(菅野) 41ページですけれども、これは農地を集積するということで農地集約が行われていますけれども、鴻巣市の農地集約状況がどうなのか、農家で一番多いのは5反か6反ぐらいまでが鴻巣の農家で多いわけで、そういう農家が農地集約の対象にはならないと思うのです。鴻巣の農業にとって、農地集約というのがどういう状況なのか、その状況をお聞きします。農地面積のどれぐらいがどういう集約がされて、経営にどういう影響を及ぼしているかというのを聞きます。

(何事か声あり)

(菅野) 300万って、農地集約状況を聞いているのです。農地集約に関して聞いています。農地集約というのは説明していますよ。農地活用促進事業費補助金けれども、集約することがあれだって、だから農地集約の状況。

(産業振興課長) 12月補正でも農地集約ということで集積金が相当多く発生したということをお伝えして承認をいただいているところでございます。来年度分ということで300万の予算を計上しましたが、今まで農地集積を進めている笠原、北根、あとは明用、三町免とかそういうところで引き続き農地集約が若干ではありますが、進んでいくというところで、見込みとして300万円を計上したところです。

(菅野) それだけ。答弁はそこで終わり。要するに5反や6反では多いわけだから、その答弁が来ないと。全農家を対象にしているはずだと思うけれども、でもそうではないですよ、実際にやれるのは。集約なんて。

(産業振興課長) 現在さいたま農林管内でも一番集積率としては進んでおるところでございます。呼びかけとしては、全農家というか、そういう希望があるところには出しておりますが、受け手との関係、担い手との関係でできるところとできないところ、また集落内に介在する畑地等については耕作条件的に小さかったりしますので、そういうところはなかなか進まないところです。ですから、圃場整備が終わった大きな区画、

そういうところについては進んできているという状況になっております。

（菅野）政府は、第6次産業だの輸出、そういうことで農業を進めていくという、本当は農業年なども国際的に設定されて、家族経営で農業はやっていくというのが世界の方向なわけです。特に日本は山間地の多いところで農業をやるわけですから、小さい面積での農家が日本の農業を支えてきているわけで、鴻巣もそれを免れないと思うのです。ですから、鴻巣の農業にとって集積化を進めていく、それで今度農業委員もこういうことをやらせるために最適化何だかという別な委員をつくって人数をふやしてこういうことをやらせるというわけですが、そうすると今家族経営で農業をやっている人たちが、今後こういう方向の中でちゃんと生活ができる保障になるのかという、鴻巣の農業の未来がどうなのかということを知りたいと思います。

（産業振興課長）今現在、国の施策といたしましては、農地集積等に進んでおります。ということは、農地を不耕作地にしないというような形の施策になっていると感じております。そういう中で、米麦だけで農業が成り立つとなると、40ヘクタールとかそういう規模でやらないと収支的には合わないと言われておるところでございます。そんな中で、農地を守っていくという観点から集約を進めているということになります。以上です。

（菅野）ですから、40ヘクタールではないと収支的に合わないというなら、鴻巣の農家が面積が非常に狭いので持っているわけですが、こういう人たちが、ずっと集約できない農家の人たちはどうなるのでしょうか。もう農業はやらないで、何で食べていけというふうになるのでしょうか。要するに0.3ヘクタールから1.5ヘクタールまでで66%が農家の数です。こういう農家の人たちも含めて、小規模農家で農業を守ってきたものを、鴻巣の農家の人はそうすると、今後どうやって食べていくのでしょうか。

（産業振興課長）今お話しした40ヘクタールというのは専業農家というか、それだけでという形の農業経営になると考えております。1反、2

反の小規模の農家につきましては、それだけで今までも食べていける、生活できるものではなくて、兼業農家ということになっていると思います。その中で、今農業機械等が非常に高いものですから、なかなか買いかえができない、農業をリタイアというか、そういう形になる方も出てきております。高齢化という問題もあるかと思いますが、そういう中で農地集積によって農地を守っていくという方向で今国のほうはかじを切っているところでございます。

（委員長）菅野委員に申し上げます。

農業費補助金ということで焦点を絞って質疑をしていただきたいと思えます。

（菅野）だって、補助金は農業を守るために税金を……

（委員長）ですから、拡大の部分ではなくて、国ではなくて市のほうで。

（菅野）わかりました。歳出のほうでやらないから、これだけやったから。歳入ですね。では、歳出でやる。

（産業振興課長）済みません、先ほど中間管理機構というか、集約面積という話、ちょっとお答えしなかったものですから、申しわけありませんでした。

176万6,919平米が今持っている昨年7月1日現在の集積面積……

（菅野）もう一回、176万六千……

（産業振興課長）176万6,919平米です。

（委員長）ご了承願います。

（菅野）集積面積が176万6,969平米……

（産業振興課長）176.7ヘクタールです。

（菅野）これが集積になっているということ。

（産業振興課長）そういうことになります。

（菅野）これは全耕地面積の何%になるのですか。だって、ほんの一部でしょうが、集約できるのなんて。だって、自民党政権が海外に売り出してもうかるという大企業の、そのために農家がもう稲がつかれなくなる状況ではないですか。それを言っているわけです。どれぐらいの農家が、ではこの集約農家に乗っかっていけるのかということですよ。ほんの

一握りですよ。

(委員長) では、暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9 時 1 4 分)

(開議 午前 9 時 1 5 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(環境経済部副部長兼農業委員会事務局長) 先ほどの菅野委員さんからの質問でございますが、鴻巣市内の農地の貸し借りの面積でございます。農地の貸し借りにつきましては、農業経営基盤強化促進法による利用権設定の面積と、それから農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく中間管理権を設定した面積と中間管理事業による面積と2通りございます。まず、通常の利用権設定面積が12月1日現在で512ヘクタール、それから中間管理事業による農地の貸し借り面積が同じく12月1日現在で473ヘクタールあります。今市内の耕地面積が耕地及び作付面積統計によりますと3,020ヘクタールございます。ということで、市内の中間管理事業を設定している面積につきましては、市内の全農地面積の15.7%、それから中間管理事業以外の利用権設定面積まで合わせますと32.6%、市内のおおむね3,020ヘクタールのうちの32.6%が農地の貸し借りが設定されているということになります。

以上です。

(暫時休憩いいですかの声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9 時 1 7 分)

(開議 午前 9 時 1 7 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(産業振興課長) 私が先ほど申し上げました中間管理機構の7月1日現在ということで176ということで申し上げてしまいました。その後、農業委員会のほうの数値ということで12月1日ということで400を超える数値になっております。それにつきましては、昨年の12月の補正で申し上

げました笠原地区が255ヘクタール大幅にふえていますので、現在としては先ほど農業委員会事務局長が言った数字のほうが正しいということになります。よろしくお願いします。

（菅野）どちらにしても、3割ちょっとが制度が及ぼすということで、これはこれを誘導するために補助金を出しているわけですから、補助金が出なければなかなか事業ができないわけで、残りの農家はおいそれと家族経営でやる、そういう条件にもないのもあるでしょうし、いろんな条件で政府の政策が一握りの農家だけにしか恩恵がいかないということを実感をします。

それから、103ページ、花のまちを標榜している鴻巣で、いろんなあの手この手で市民が花にかかわるということで手法があるわけですがけれども、花のコミュニティづくりは生出塚もずっと長い間やっていたけれども、もう高齢化でやめましたが、かかった経費の3分の1だったのが何とかしてと言って半分にまで多分補助金が出るようになってきていると思うのです。でも、半分を公の土地に花を植えるために、例えば花というのは高いのです。花のコミュニティーとか公的にやるから100円のパンジーを50円で売ってくれるかと、売ってくれないわけです。100円で買わなくてはいけないのです。そういう手づるもありませんし、そうするとそこにお金を出すというのは大変ハードルが高いです。下の花のボランティア活動と、これはただで市役所の花を植えるだけですから、労力だけだからあれですけども、花のコミュニティづくり事業というのは大変ハードルが高い中で、地域で本当に頑張ってくださっていると思うのですが、これはやはり花だけは、花と例えば土ぐらいは行政で見ると、そういうふうにならないでしょうか。下の花のボランティア並みにならないでしょうか。花のまちを標榜するのなら、そうあるべきだと思います。

（観光戦略課長）花のコミュニティづくり事業でございしますが、これは主たる目的は花を通じて地域のコミュニティーの促進を増進すると、それから市民とのコミュニティー意識との高揚を図るということで、その一つのツールとして花を活用していただくということになります。補助

率は2分の1ではなくて3分の2、上限35万円ということで現在補助を行っております。

(菅野) そうでした。2分の1だったのが3分の2になったのです、何とかしてと言ったら。そこまではよかったのですけれども、しばらくずっと3分の2ですよ。だから、いわゆるコミュニティーを増進するといったって、自分の庭に植えるわけではないのに、公園とかそういうところに植えているわけです。今ひばり野なんかは続けてやっています。大変努力してやっているわけで、ボランティア並みに100%材料費は出すというふうにもうするべきではないかと、これ前はもっと額多かったです。要するに3分の2であとは自分持ちだよというのでは団体がふえません。これふえていますか、ふえる見込みありますか。

(観光戦略課長) 平成30年度におきましては、北新宿の自治会2つが新たに共同で1つの団体を設置していただいて、新たなコミュニティーの活動を始めるということで補助の対象とする予定でございます。

(菅野) 北新宿なんて、そもそも区画整理事業でそれ自体に物すごく税金投下しているわけですから、例えば自分たちの住んでいる場所でひばり野のように花をつくるなんていうのは大変な努力が必要なのです。北新宿にしても植えるのは公的な場所に植えるわけでしょうから、これは材料費ぐらい、3分の2で215万円では、あと4で割るのだから50万円ぐらいふやせばいいのです。3分の2で215万で、あと100万以内です。3分の1だから、これを4つに割ると……3で割るの。2つで割って半分だから、なお難しくなる。100万以内で要するに済むのです。それぐらいけちっては花のまちは標榜できません。部長、笑っているのではないです。部長、部長がきちっと言ってこそ部長に値します。

(環境経済部長) 当然予算の関係もあるのですけれども、地域の皆さんで地域で使っていただいている公園でもありますので、現状のままの3分の2、ふやしておりますので、その中でお願いしたいと思います。以上です。

(菅野) それは住民の苦勞を知らないのです。篤志家が何十万という金出すのではないのです。生出塚も年間、1人500円とか1,000円とかいた

だいて、そのお金にしたのです。ただでお金出す人いませんから、そうすると一生懸命苗を育てて、その小さい苗を皆さんに届けるとか、物すごく労力が必要なのです。花のまちを標榜するなら、あと100万出せばそういう努力なしに本当に安らかに花をつくれるのです。余りハードルがきついと、ついていく人がいなくて人数がどんどん減っていつてしまうのです。それでなくても高齢化で活動がどんどん鈍っていくのに、花のまちを標榜して、こんな100万、50万の労力とどっちを考えるかですよ、市民の。部長が市長に対して、これは考えるべきだよと言って当然ではないかなと私は思うのですけれども、どうですか。

(環境経済部長) 私は前の職場で花コミをやっていて、菅野委員のところのすごく頑張っている方等の活躍のほうもよく知っております。生田塚の場合は、特に規模も大きくて、表彰もされるぐらいの規模でやられているのは十分知っております。その中、あのころは2分の1の補助だったわけですがけれども、それが3分の2にあげているということなので、予算の状況もありますので、ちょっと様子を見させていただきたいと思います。

以上です。

(菅野) 115ページ、同和対策です。今回人権施策推進事業の19番の一番下の部落解放運動団体補助金が130万7,000円になりました。去年は292万7,000円ですから、162万減った。それから、その前の年は317万7,000円でした。それがどんどん減ってきているわけですがけれども、運動団体が減ってきているわけですがけれども、その減った理由がどういうことで補助金が減額になっているのか。それから、今補助金をやめた団体と、それから今後続ける団体と、あと活動の内容なども含めて詳しくお聞きしたいと思います。

(やさしさ支援課長) 30年度は162万ということで大きい金額が減額ということになって、という予算で計上しておりますけれども、これについては団体のほうから活動方針に見合っただけ補助金の交付の辞退という申し入れがありましたことによる減額ということになっております。

また、前年度についてなのですがけれども、それについては団体間の補助

金の交付見直しを図って、バランスをとった上で減額という形になっております。

以上です。

（菅野）何言っているかわからない。私が聞いたのは、どの団体がどういうわけで今回29人、182万を要らないと言ったのか。もう同和問題解決したし、補助金をもらう事態ではないと、そういうことなのか、お金欲しければずっと続けるわけですから。

それで、前年度2団体がやめましたよね、前年度というのは17年度。18年度は今回1団体ですから、17年度2団体やめたのは、一言でいうと運動する人がいないという感じでそういうふうにお聞きしました。年をとったり、組織の後を継ぐ人がいないと、そういうことでお聞きしたような気がするのです。今度は一番大きい団体ですよ、29人の182万という正統派です。その運動団体の名前と残った運動団体の名前と人数と金額を教えてくださいたいのと、どういうことで今回の正統派の方がもういいということになったのか、これを聞きたいと思います。

（やさしさ支援課長）そうしましたら、現在30年度の予算計上した団体というところで、まず最初に部落解放同盟埼玉県連合会鴻巣支部が78万円の予算を計上しております。それから、同じく部落解放同盟埼玉県連合会吹上支部が30万円、それから部落解放北足立郡協議会鴻巣支部が22万6,800円ということで、合計130万7,000円ということで補助金の計上をしております。

それから、今回運動団体のほうから辞退をしたという運動団体名ということで、部落解放正統派埼玉県連合会、こちらのほうから補助金の辞退ということで申し入れがありました。その理由としては、活動方針、またこちらのほうの話によりますと、部落差別解消法が制定したということで、団体のほうでは一定の成果を得たという捉え方で、今後また団体のほうの活動方針に沿って支部活動は今後も進めていくということで、ただし補助金については辞退をするという、そういう申し入れがありました。

以上です。

(菅野) 結局残ったのは3団体なのですけれども、部落解放同盟は78万と言いますけれども、入っている人は13名ですよ。1人6万円なので、年間。もちろん吹上支部も30万と言ったのは5人ですよ、6万だから5人。これが13人と5人で18人、それからもう一個、北足立郡協議会、これは6人で22万6,800円になるのです。これは6万ではなくて、22万6,800円を6人で割ると3万7,800円ですか、6人で22万6,800円。要するに運動団体によって補助金の額が違うというのもおかしいことですし、何度も言いますけれども、14年も前に本来差別はなくなったとって法がなくなったものを武藤部長が本会議場でいつも言う答弁が、2年前ですか、国で新しく法が決まったから、インターネットで差別があるから出すのだと、インターネットでも言っていると、そういう答弁に終始しているし、市が出している「ほほえみ」という、それにもインターネットの差別があるということを繰り返し書かれているわけです。「ほほえみ」ではない、「ありがとう」だ。「ありがとう」にも一番最初、同和問題に対する偏見や差別をなくそうと。現在も偏見や差別があって結婚に反対されたり、結婚は別に同和の人ではなくたって反対される人は反対されますよね。インターネットを利用した差別書き込み、こんなのはここ数年毎年零から7だということです。インターネットによる人権の差別の中で、インターネットで同和問題なんて出てきていないと、現にもうほとんどなくなっている状態で、埼玉では本庄や県北のほうではもうそっくりやめたわけですから、これについては鴻巣も正統派の一番大きい団体の方が補助は要らないと、そういうことでやめているわけで、解放同盟等々、2団体に対して今後どういう話し合いなり、運動の方向性を決めていくのかというのを部長にお聞きしたいと思います。

(市民部長) 今回予算計上したように、一つの団体から活動方針の転換ということで、これが一つの法施行ができた。法施行ができたということは、行政が責務としてやるという逆な解釈もあるわけです。ちゃんと差別があるということを明記して法ができたわけですから。それはその一つの団体の考え方で、行政としてはあくまで同和問題の解決は行政の責務でありまして、市は県や関係市町村と連携して人権教育の啓発活

動を今後も引き続き行っていくのも重要でございますし、そのために長い歴史の中で差別解消のために活動している民間団体の運動団体も不可欠でありますので、活動状況に応じた助成は必要と考えて予算を計上しているものでございます。今後これでどうなっていくかというのは、今度法ができて、全体の雰囲気はどうやって変わっていくかとかというのはあくまで今度行政に委ねられているという部分も出てきていますので、行政がきっちりやっていかなくは、今までもやってきたのですけれども、その辺をバランスとりながら、ただ今回はたまたまそういう考えのもとに、ただその団体も活動をやめたわけではなく、今後も引き続き支部活動を行政と連携してやっていきたいということは申しておりますので、今すぐということ、そういう機会はどう変化していくかというのは今後の活動の状況とかそういうのを勘案して考えていきたいと思っております。

以上でございます。

（菅野）何言っているかわからない。

では、インターネットを利用した差別書き込みというのはどういうふう
に理解して、こういう文を年中書くのですか。私が予算、決算ごとに幾
ら言っても書く。インターネットでどれぐらい差別があると言われてい
ますか。それから、平成28年の12月なんて、ばたばたと3カ月で自民党
の二階何だかという人が決めたのですよ。これには財政措置をするとい
うのはそのときは決められていないのです。とにかく国会で、もちろん
自民、公明、維新の党、そこらが一気に決めてしまったわけです、ほん
の二、三カ月で。14年間も差別がないと言ってきたのに、突然言い出し
て、あっという間に決めたから、財政措置は決められていないのです。
ですから、今後引き続き差別に関しては慎重な態度が必要だと、そうい
う附帯決議がわざわざされて出されているのです。

鴻巣で実際にどんな差別があるかと。だって、属地主義ではなくて属人
主義なのですよ、鴻巣は。だから、運動団体がどうやって部落の人だっ
て見つけるのですか。運動団体の長が、この人とこの人とこの人は同和
だよという、属人主義というのはそうですよね。属地主義というのは、

ここに住んでいる人は同和だと、こんな混住が進んでいる中で、逆に埼玉県では県の調査でも同和地区だと何か本人が言っている、住んでいる人のところこそ、ずっと住んでいるから、広い屋敷で立派なおうちに住んでいて、逆に後から来た住民が30坪ほどの狭いところに借金返しながら大勢で住んでいると。大変混住が進んでいて、どこに同和の人がいるのなんかわからないのだと言っているわけです。それで、大変運動の強い県北でもやめるといふふうに行政がきっちり住民団体と一緒にやめているわけですから、このところ6団体のうち2団体がやめ、今度一番大きな1団体がやめて、13人と5人と8人、二十数名程度の方がこの施策にかかわっているわけですが、言わせてもらえば1人に6万円という補助金を出すなんていうのは破格です。そんな補助金がありますか、同和だというだけで。特別貧困でもない、反社会的な差別を受けているわけでもない。ですから、これだけ減っているということは、鴻巣においては、部落問題に関してはもう解決していると、そういうふうに行行政がきっちり判断して活動するならするでいいですよ、運動団体ですから。でも、補助金は県北と同じようにもう要らないと、そういう方向に持っていくべきではないですか。どういう差別があつて、その根拠は何なのかお聞きします。具体的な差別を教えてください。どこでどんな差別があつて、どういう暮らしをしているからどうしても必要だという。

（市民部長）法務省の昨年10月にホームページとかを見ますと、人権に関する世論調査とか実施していますので、その辺は数字的には出ておまして、今インターネット、やはり同和に対する偏見とか差別というのはみんなの雰囲気イメージの中に払拭できない部分があります。そういうことを解決するために、長い歴史をかけていろいろ運動団体と行政もずっとして、今この形まで来たのかなということで、今後どう展開していくというのは先ほどと繰り返しになりますが、県内の状況、あと鴻巣の運動基準、あと北足立の14市町で連携しておりますので、その辺の動向とかを見まして判断してまいりたいと思います。

以上でございます。

(菅野) 他のところを見て鴻巣の施策を決めるのではないです。鴻巣が6団体がもう3団体になって人数的にも少なくなって解消の方向にあると。具体的に、では鴻巣の市内で同和だからといってどんな差別があるのだと、これはないです。人権のあれで見ても、インターネットで見ても、同和の差別なんか数年間かけてもゼロから、せめてあっても7件以内で、そんなの差別ではないと言っているのに、差別だ、差別だと。では、運動団体のほうからやめると言わない限り、要するにあちらさまの言いなりで6万を出し続けると、そういうことですか。何のために6団体のうち、もう既に3団体がやめて補助金も130万まで減ったと。そのほかにも同和の特別な施策はあります。教育面でもいろいろお金使っていますけれども、もう本来同和問題というのはどこか差別があったのだから、その穴ぼこがきっちり埋まった段階で本来終わるべきなのです。こんなに長い間続けるべきではなかった。それがずっと続いてきているわけで、でも今鴻巣ではそうやって少しずつ補助金は要らないと、自分たちの自主的な運動だよと、それは自由です。そういう方向なら、行政もそういう方向へ運動団体と話し合いを持っていくのが筋だと思うのです。深谷とか本庄のほうで、ああいう県北のほうでもう終わらそうと言って、あれは行政が一生懸命一緒になってやる中でやめているわけです。部長の言い分聞いていると、運動団体がやめると言わない限り、ほれほれとお金を出していきますよと。行政が、ではどんな運動団体に指導しているのですか、そういう面について。これで終わりですけれども、いつまでも聞きません。

(市民部長) 補助金の減額もされてきております。27年度中に補助金のバランスとか今まで、それも団体と交渉をしっかりと補助金を削減しております。だから、活動内容に応じてその辺は団体とキャッチボールをしながら、ただ今までその団体の持っている活動の規模とか方針も違いますので、一概に、はい、なしですというのはこの場で言えることではないものでございますので、今後その辺はしっかり団体と、ただ今回の場合はあくまで団体の自主的な行為ですので、まだ私どももそれをどう評価して、それでその団体が今度どうなっていくのかという、逆に団

体の活動費がないのであれば、市のほうにきっちり要求が強くなるということもないとは思いますが、この辺をその団体の活動と行政の同和対策の運動と見きわめながら、団体ともしっかり話していきたいと思います。

以上です。

（菅野）最後に、答弁はいいですが、補助金を何に使っているかという、情報公開で毎回、今度とはっていませんけれども、そうすると必ず総会を温泉でやっているのですね、温泉で。ですから、そういうことを同和地域の近隣の方もご存じで、いわゆる逆差別になりかねないということを行っているのです。毎年温泉に行くのだからということなのです。見ると確かに温泉で1泊で総会をやっているわけです。ですから、逆差別になっては元も子もないと思いますので、そういうことも含めまして、お金というのはいろんな使い方があるわけで、差別解消に、既にもう差別はないという状態になっているという意味だと思いますので、ぜひそういう前進的な取り組みを今後お願いしたいと思います。

続きまして、117ページ、未来議会です。未来議会に2万6,000円出されていますが、思うのですが、前も1回言ったのですが、未来議会なら子どもたちが今の学習、勉強がそれでそのことに関して出ないかなと思うのです。いわゆる聞きますと、市の産業についてとか、市の何かについてとか、例えばということでは言っているらしいのですが、本当ならこんなにお金がなくて、塾へ行かなければ勉強がわからないのに、小学校の1年生から塾に行かなくてはならない。2年生で1科目習いに行くと1週間に1回で7,000円か8,000円で安くて、これが中学生になると数学を週に2回習いに行くと2万7,000円とか、もう本当にお金はその子の将来を決めるような学習状況で、そういうのが何とかならないかとか、今部活が大変問題になっていますよね、先生が過労死しそうだということ、部活が勝利至上主義の教育の一環なわけですから。子どもの生活に根差したそういう討論がされないかなと思うのですが、どうもそうではないですね。花と人形がどうか、子どもがそんなことを考えるか。先にこういうこととて言ってしまうものだから、そ

の範囲にとどまってしまうのだと思うのですが、もう少し積極的に子どもたちの生の声をけんけんがくがく聞ける、執行部が答弁に困るような、そんなおもしろい未来議会にならないでしょうか。

（やさしさ支援課長）本当にそういう議会になると大変いいなと私どもも思っております。

ただ、これはうちのほうではどういうことを言えという、そういう強制はございませんで、実は質問の内容についても福祉とか人権とか教育とかいろんなものについて興味のあるものについて出してくださいということで学校のほうにはお話をしております。

そういう中で、なかなか菅野委員さんがおっしゃるように、塾だ、そういう個人的なことというのは集団というか、お金に関するとか、そういうことについてはいまだ出てきていないという状況でありまして、今後本当に自分たちの思っていることを出してくださいということは校長会のほうでは未来議会のご案内をするときにはお話をしております、なるべく制約のないように、自由な発言ということでお願いしております。ですから、今後もまたどういうものが出てくるかはちょっと期待していきたいと思っております。

以上です。

（菅野）1回だけ、1人だけ南中の体育館のバスケットボールの何かが壊れていると、だからどうだと、直してくださいと言った議員がいます、すぐ直ったと喜んでいました。だから、そういうことでもいいのです。本当に子どもたちの要求が花開く活発な、せっかくの子ども議会だから、そういうふうにしていただければ、次の大人になったとき、よし、25になったら市会議員に立候補しようと、そういう道につながると思いますので、よろしくお願ひします。

次は、121ページの婚活です。これというのは一組も成功していないと言っていますよね。何年やって幾らぐらいかけているのでしょうか。これは業者に委託しているのですね、婚活イベント委託料というのですから。市が何か手だてをやるのではなくて、業者に121ページですから30万出して委託していると。なぜなかなか成功に至らないかという、そこら辺も

含めて今後どういう方向性に持っていくのか、ことしもこれでやるのか。

（やさしさ支援課長）きのうの説明の中でも、今年度総合政策課のほうからうちのほうに移管されるということで予算上はのっておりますけれども、今後詳細については事業の引き継ぎをしていきたいと思っております。

ただ、今おっしゃるように成婚とかそういうことについては、まだ総合政策課のほうからは詳しいことは聞いておりませんが、今後そういうこともどういうことであったかも聞きながら、方針としては考えていきたいと思えます。

ただ、うちのほうで移管された理由というところでは、総合政策のほうでも代表質問のほうで言っておりましたけれども、やはり結婚に悩まれる方の相談場所がないとか、相談員がいないというところで、こちらのほうに来たというところは十分承知しておりまして、やさしさ支援課で今現在やれることというところでは、相談場所があります。落ちついた個室になっており、プライバシーも守られる相談場所があるということ。それから、相談員については、今うちのほうで市民相談員という相談の方がおりまして、その方についてはさまざまな相談に乗っておりまして、ある意味よろず相談、何でも相談を聞きながら、必要な機関に紹介するとか、本当に便宜を図ってやっております。そういう中では、確かに昨年度も結婚に悩んでいるとか、どうしたらいいのだろうという相談は入ってきておりまして、その話を聞きながら相談員のほうで判断をしまして、総合政策課のほうに紹介したという経緯はございます。そういうことから、今回事務的なものをやさしさ支援課のほうでやるということになっておりますけれども、市民の方にとってはそこで相談に来たときに、市民相談員さんのほうがいろんな悩みを聞きながら、整理をしながら、どうしたらいいかというところでは、では婚活のほうへどうかなという勧め方ができるし、いろんなバリエーションができると思っておりますので、そういう意味ではわざわざ場所を移してそちらへ行くとか、そういう労力を背負わせないで、ワンストップでサービスが提供できるので

はないかと今時点では私どもは考えております。

以上です。

（菅野）結婚できない理由は、まずは非正規の労働者を4割も5割もど
んどんふやしてきたことです。部長に聞く……

（まだ来ていないですよの声あり）

（菅野）いや、来ていないけれども、部長に一発聞くのですよ。

（承知の上で聞くの声あり）

（菅野）知っていますよ。相談員に話したって、普通のおばさんに話した
って方向見えます。一番は、非正規の労働者でお金がなくて結婚できない
というのです。それ4割から労働者が、ですから収入が100万、150万
の方はほんの10%もいかないけれども、収入が500万以上だと成婚率が3
割以上いっているわけです。それから、住宅政策です。家賃が高いでは
ないですか、日本は。そこらのアパート借りたって8万も、ワンルーム
借りたって5万以上でしょう。ですから、市営住宅できっちり新婚世帯
でも住めるような政策を進めると。成婚率が多いところは食べていける
産業があると。それで、全国で有名なところはいっぱいありますよね。
島根県の海士町だの、どこだっていっぱい有名なところがありますけれ
ども、そういうところは労働ができる、それから住むところできると、
そこから始まっているのです。ですから、これ発想の転換が必要だと思
うのですけれども、部長、どう思いますか。最後、部長。

（市民部長）雇用状況とかどうのこうのというのは私のほうが答える部
分ではない、市の施策として定住促進とか少子化のためにこの事業を総
合政策課のほうでやり出しまして、それが1年経過して、総合政策課の
職員が登録した方にあそこで、後ろは資産税課とかある中で、登録の話
を聞いているというのは非常にプライバシーが守れないとか、落ちつい
た環境で話ができないという視点から、今度相談になれている私どもの
部署、やさしさ支援課で、また先ほど申したように市民相談員とかがあ
りますので、ある意味婚活に来るとい方は、やはり意識が結婚に向い
ている方ですので、そういう方に落ちついて相談に乗って、よりよい方
向に導けるような体制を去年は総合政策課がやりましたけれども、今度

2年目、やさしさ支援課のほうにかわりまして、今後またどういふ問題があるか、しっかり総合政策課と話し合つて、改善できるものは改善していきたいと思ひます。

以上でございます。

(菅野) 実利があるように、言葉だけで、やたら金使うだけで意味はないというのではないにしてください。何といたつて、やつたつてカップルになる人自体がないのでは、結婚以前の問題です。

では、次は129ページ、滞納です。要するに滞納の基準というのがあると思うのです、何か月払っていないとか、幾ら以上払っていないとか、どういふ状況で差し押さえにしても滞納整理をする時点がどういふふうなのかということなんです。要するに国保税なんかにしても払いたくても払い切れないという面もありますし、鴻巣は失業したり、前年度より収入がもっと減つたり、火事なんかの天災の場合は減免になるでしょうけれども、そういう方法とか病気をしたとかいろいろな事情で税が免除されるというのに、全県の表があるのですけれども、その表にはゼロとなっているのです。お聞きすると、それは捉え方の違いだと、一階の健康づくり部長に言われているわけですがけれども、滞納の中で減免していると、そういう人とか、どういふ状況の場合、差し押さえしたり資産の売却をするというのか、具体的な数値も含めてお聞きします。滞納整理の行い方です。

(市民部参事兼収税対策室長) まず、一番最初に減免の部分ですがけれども、減免の部分については、実際については課税のほうで判断する部分なので、私どものほうでは延滞金の減免、そちらのほうを取り扱つてございます。延滞金の減免につきましては、不動産の差し押さえだとか何かの差し押さえを入れたときに、その差し押さえが入っている期間の部分の延滞金については2分の1減免するというようなことが一般的に一番多いケースとなっております。ですので、不動産を長きにわたり差し押さえをされていて、それで本税の完納に至つた場合につきましては、延滞金の減免の申請を出していただきまして、その上で差し押さえしていた部分だけですがけれども、その部分の延滞金は2分の1まで減免する

というような形で減免をさせていただいています。

それと、差し押さえに至る経緯ですけれども、そこにつきましては、まことに申しわけないのですけれども、千差万別で、すぐに差し押さえになる方もいらっしゃる、本当に人それぞれ違うというのが現状で、まず我々のほうで一番判断をするのは、その方に納税の誠意があるかどうか、まずその1点に尽きます。もうこんなことは余り申し上げたくないですけれども、うそをつかれる方が多数ですということで、分納の約束とかを仮にしたとしても、やはり守られないケースが多いです。ですから、私どものほうでは分納のお約束を仮にしたとしても、3カ月分の納付書をお渡しをして、それ以降は必ず納付し終わったらこちらに連絡をいただくと、その上でまた納税相談をしていただいて、その先を決めていくというような形で必ずその辺のところは職員のほうに徹底をしてやらせています。当然3カ月間払い終わって、またそこで納税相談をして、一番大きな目的は納税相談の機会を設けるということが一番の狙いでして、やはり何も連絡してこない人、それも多数おありまして、必ず連絡をしていただいた上で納税相談をして、今後の形を決めていくというような方式をとっております。ですので、最近の差し押さえの傾向としましては、何年か前までの預金中心の差し押さえから、最近におきましては……

(給料の声あり)

(市民部参事兼収税対策室長) 預金と保険だったのですけれども、前々から委員会でもお話ししているかと思うのですけれども、もう何か所で滞納とかを繰り返している方も多々いらっしゃる、預金については手数料を使ってでも夜中のうちに216円の手数料を払ってコンビニ等でおろしてしまうと。そうすると、うちが朝に行っても、もうおろされてしまって一円も残っていないというような状況。

それと、保険につきましては、今の保険商品の傾向としまして、やはり解約返戻金がもうほとんど残らないような保険の商品が今どんどんふえてきてしまって、例えば県民共済だとかそういった形で、保険商品の傾向が変わってきているという状況がありまして、保険を差し押さえして

も実際お金にならない状況になっています。

そうすると、どこに行き着くかというところ、やはり今菅野委員が一言先ほどおっしゃいましたけれども、給与の差し押さえというのが一番メインの差し押さえの債権となっています。まず、そこに至るまでですけれども、それにつきましてもやはり何の連絡もなかったり、こちらから何回も督促、催告、そして差し押さえ予告などを送りましても全く反応がない、それと納税相談を先ほどのようにしても約束が守れない、そういう方については、会社のほうに給与照会を出させていただきまして、3カ月間の給与の推移を調査するわけなのですけれども、その上でまず1段階として、その会社に行ったということ自体で納めていただける方が約3割ぐらいいらっしゃいますか。その時点で会社の担当者から、何、おまえ税金滞納しているのかと、しっかり納めろと。逆に小さい会社であれば、社長さんがみずからこちらに連れてきてくれて、きちんと納税相談をして全部完納してくれる、俺が金貸すから全部納めろというような、そういうケースもございます。

ただ、残念ながら、それ以上に行きますと、こちらとしては給与の差し押さえという形に至るわけなのですけれども、なかなかそうすると、中にはそこでもう俺はやめてしまうと言って退職してしまう方もいらっしゃったりして、ただうちのほうとしても、たとえやめたとしても、また次の就職先がわかれば、すぐに同じような手だてもしていますし、一番給与の差し押さえして思うところは、やはり一応他市に引っ越してしまった方については、もうこちらから最近では臨宅徴収とかそういったことは行っておりませんので、他市に行った場合については、こちらから毎年毎年必ずそういった方には実態調査を出しまして、ほかの自治体の担当者の方から回答いただきまして、新しい勤務先なり不動産を取得したのかとか、そういったことを情報を得まして、その上で会社のほうにまた連絡をして差し押さえをさせていただくという形で、市外の滞納者の方につきましても、ほとんどがもう今給与の差し押さえを中心にこちらの担当では進めさせていただいております。

そういった形で、今やはり差し押さえのほうもだんだん時代とともにシ

フトしてきていて、当然菅野委員のおっしゃるとおり、給与についてはなかなか厳しい部分もございます。ただ、うちとしては、やはり生活状況申し立て書とか、あとはその方の生活実態については、お話があれば実際には誠実にこちらとしては対応をして、法律で決められた差し押さえ額よりもこちらが無理だと判断できれば、実際については定額とか、そういった形で給与の差し押さえ、例えばその方が10万できるとすれば、7万に減額をして低額で差し押さえするとか、そういった形も一応件数的には少ないですけれども、ご相談は受けたりもしています。今のところ差し押さえについては、一番それが現状でございます。

以上でございます。

（菅野）例えば差し押さえするときにはちゃんと法で決まっていますよね。何か月前にちゃんと知らせるとか、生計費は非課税だとか、一応生活が困難になるほど財産の差し押さえはしないとか、猶予、または解除ができるとか、ちゃんとした市民生活ができない人というのは世の中にはいるのです。それは能力的なものだと思うのですけれども、そういう人に対して、いわゆる納税の、場合によっては猶予、それか生活保護とか、そういう面へきっちり生きていけるように教え諭すとか、そういう市のところの連携というのはどうされているのでしょうか。

（市民部参事兼収税対策室長）基本的に先ほど申し上げたとおり、まず生活状況申し立て書というのを書いてもらいます。それで、すぐ書けなければ一度持ち帰って書いてもらったり、郵送してもらったりもしております。その上で、まず1つとしては、前々からお話はしていますが、携帯電話の使用料だとか、そういったものについて、皆さんちょっとなかなか言ってもわからなくて、1人でも3万、4万の携帯代ということで、根本的に生活状況を見直してもらわないといけない部分が多々ありまして、やはりその部分をしっかりしてもらって、ローンもそうです。民間のローンについても俺はローンがあるのだ、ローンがあるのだと言うのですけれども、そこは自分の考えを正していただいて、その上での生活ということで、やはりこちらとしても話をしまして、実際話を聞いて、これは無理だなと思えば、自立支援なり、実際生活の保護、福祉の

ほうにご案内をしたり、あとは法律相談的なやさしさ支援課さんのほうにご案内をしたりというふうな形で一応連携はとっているつもりなのですが、実際そこまで密にと言われますと、なかなか難しいところもありまして、ですけれども、こういったこれから国保税だとか先ほどおっしゃられましたけれども、そういう部分がありますので、やはり生活状況につきましては、もっと根深く聞いて、横の連携で自治体としても対応していかなくてはいけないなというふうには考えております。

以上です。

(菅野) 次、131ページの個人番号、住基ネットでお聞きしますけれども
… …

(ページは、ページの声あり)

(菅野) 131ページ、住基、要するにマイナンバーでいわゆる何証書ですか、市が発行するマイナンバーカードが進まない。何%と言いましたか。

(11の声あり)

(菅野) 11、結局それは何でだと思いますか。必要がないからあれなのですよ。言うことが、何ができないと言いますけれども、普通の人は住民票だの課税証明だの、そんなものをとることなんてめったにないわけですから、必要ないです。逆に、いろんな情報が入る、そういうのを落とすことのほうが心配なわけです。だから、私も申請しません。第一、今までのように保険証と何か写真のついたものを1個見せれば済むわけですから、ですからこういうことに大変すごく巨費を投じているわけです。これを何のためにやるかという、民間の企業がもう手ぐすね引いて待っているわけです。税、保険料の徴収をしやすいと。あと資産も幾らあるかつかまえやすいので、社会保障の負担増をもとにしながら、マイナンバーの活用をどんどん広げていくことができると。それから、医療情報の共有と給付管理、それと公営サービスのコストカット、医療関連産業、IT産業の利益拡大を図るという安倍政権の方針がここに全面的に語られていると、一言で言うならこういうことなのです。ですから、行政が幾ら尻たたけど、必要ではない人はやりません。そういうのに年金

機構がやろうと思ったら、すごい数の情報が漏れてしまったわけですが、そういうところに巨費を投じる事態が、幾ら役所が尻たたこうが、成果にはつながらないと思うわけです。

他の国などではこういうことをやめようと言って、そういう方向になっているわけです。今韓国やアメリカがそういう状況で、フランスにしてもイギリスにしてもドイツにしても、こんなのはそうではないと。今ある制度でできるとなっているわけですが、それに関して鴻巣はどうですか。今の状況を見て、一考すべきではないですか。年中市報に1ページも2ページも使ってマイナンバーのカードとれとれ、とれとれと、私おかしいのではないかと思うのですけれども、それは市民が望んでいることでないから成果が上がらないと思うのですが、どう捉えていますか。これ誰が答えるのですか、部長。

(委員長) ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時13分)



(開議 午前10時34分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(市民部長) 先ほどの菅野委員のマイナンバー関係の予算は要らないのではないかとということについてでございますが、マイナンバー制度につきましては、これは国が進めている行政効率を上げるための大きな基盤でございますので、市町村がどうこうということではございません。市民部といたしましてもマイナンバー交付の事務をしっかりとやっていまして、その便利さを共有できるコンビニ交付というのを昨年からはじめました。また、国の制度でございますが、情報連携ということも始まっておりますので、今後ともやはりマイナンバーカードを持っていただいた方に、また改めてどんどん便利さが実感できるものと考えておりますので、予算を減少するとかしないとかという次元の話ではございませんので、以上でございます。

(菅野) 商工費で271ページ、商店街にぎわい促進事業でお聞きをします。309万4,000円が補助されていまして、まとまった補助金で一番多いのは

19節の負担金補助及び交付金ですけれども、おおとりまつりの補助金が125万、あと電気代の補助金が152万3,000円ということで、要するにエルミができてから、エルミ一強になってしまって、中山道の仲町商店街という歴史のある一番古い商店街だったのですが、あれもできてあっという間に解散してしまったのです。こんな電気代は別に商店街の活性化というよりも固定経費のようなもので、あとはおおとりまつりだけで、実際に商店街の中でどういう復活、復興作戦が組めるか。とにかくエルミに行けば全てが足りる状況になってしまったのです。

あとは市長が橋をかけたいと言っていますけれども、陸上競技場の横のヤオコーが今大変町なかの人もブルーミングブルーミーですか、エルミに入っている。あそこよりもヤオコーがいいといって、こっちのヤオコーに自転車で来ればすぐですから、いっぱい買いに来て、とにかく物すごく混んでいるのです。そこへ橋を渡っていきたいのは当然で、2億、市長が言うのも当然ですけれども、いわゆる中山道がこういう状況でいいでしょうか。今後どういう方向に商店などが中山道の中で活性化していくというふうに商工会の中なんかでも捉えられているのかお聞きしたいと思います。

（産業振興課副参事）委員おっしゃるとおり、中山道を初め、各商店街さんにつきましては、非常に今さまざまな点で苦慮をしているところというのは聞いております。そういったところで、何をしていかななくてはいけないかというところは今後商工会も含めて、各商店街さんと協議をするなり、何らかの形で展開をしていきたいというふうには考えております。

その中で聞いているのは、まず店舗の事業主さんが高齢化をして後継者がいないと、つまり事業承継がうまくいかないがために廃業になってしまくと、それがひいては商店街全体に影響して衰退をしていくのかなというところもありますので、まずはそういった後継者不足を解消するために、事業承継がうまくいくような形でご支援をしていく。

それと、今回創業関係とか空き店舗の関係で予算を計上させていただいているのですけれども、新たな創業者が商店街の中に店舗を構えていた

だくことによって、そこが一つの起爆剤等になりまして、活性化が行われていくだろうというふうな考えもありますので、そういったところできちんとした形で支援をしていきたいというふうに考えております。以上です。

（菅野）元の図書館のあった横あたりにどこ町でしたか、まちの駅みたいなあれがありますよね、野菜を売っていて。宮本町ですか、ああいうのも一つの起爆剤なのでしょうけれども、場所が裏通りなものだから、なかなか。中山道だとどうなのでしょう。でも、何かあいているところは、やたら床屋、美容院が多い感じがするのですけれども、ああいう半分公的な補助でどうこうというので成功する戦略というのはいないですか。議員があっちこっち私ら行っていますけれども、その中で鴻巣で政策的に成功できるなんていうのも提案しなくてはいけないのかと思うのですけれども、方向性としてどうですか。

（産業振興課副参事）委員おっしゃったのは、まちの駅みやもとがある宮本東通り商店会さんのところだと思います。そこにつきましては、平成28年度に埼玉県から黒おび商店街ということで認定をされまして、頑張っている商店街だよというところで今非常に店舗数は少なくなっているのですけれども、まちの駅を中心として商店会の皆さんが協力をしながら活動しているというふうに聞いております。それを含めて、なかなか商店街の振興につきましては、いい施策がないというのは確かに現実なのですけれども、前は商店街全体的に補助をしていきましたよというところはあったのですけれども、商店街さんによって温度差が多少あるのです。なので、意欲的な商店街をまずは盛んにして活性化させて、それから今現状維持している商店街さんを底上げしていく、そういうふうな形でやっていきたいなというふうには考えています。以上です。

（菅野）住民がそれを励ます運動とかってあるではないですか。仮装して歩く街バルとか何かと、あれそういう感じですよ。商店街を回って、仮装して、10月ごろ、知りませんか。

（産業振興課副参事）仮装してまちを歩くのは、昨年さくらまつりのと

きと、あとおおとりまつりのときに仮染街という形で事業をやらせていただいで、仮装した人たちが町なかを歩きながら行き来していたわけです。そのときは、非常にやっぱり結構いわゆるコスプレなのですけれども、今のSNS関係で広がりを見せて、かなりの集客があったというふうには聞いておりますので、そういったところも一つの活性化にはつながってくるのかなというふうには思います。

ただ、いかんせん、商店街独自でやるようなイベントではないのかなと思いますので、それらを含めて商工会あるいは各商店会さんと連携しながら、底上げをしていきたいというふうに思っています。

以上です。

（菅野）わかりました。

最後に、ごみの焼却場についてお聞きをします。この間、ごみだからどこだ、ごみについて……

（253の声あり）

（菅野）253でいいと言っていますよ。

（何事か声あり）

（菅野）鴻巣行田北本環境資源組合に関してです。負担金とかを含めて251ページです。この間初めて議会の傍聴をさせていただいたのです。大変傍聴者が机が足りなくらいいっぱいいたわけですが、つくづく思ったのは、みんなあっちで決めてしまっていて、議員の全員協議会するときこういうことをやっていますよと報告はありますけれども、質疑ありますかと言うけれども、資料もなしに質疑もできないし、行って、あそこで全部決まるのでしょうかけれども、私たち行田、鴻巣、北本の議会のあの委員ではない人はなかなかわからないと、そういう状況をつくづく思いました。

それで、よく聞いてみますと、確かに余り華美にならないように、節約してつくるのだと言っていますけれども、いろいろ論議をされたのをお聞きしている中で疑問に感じたことがあって、それから私のところにも郷地の方から何回か手紙で来るのです。上手な字なのですけれども、手紙でもう三、四回、綿々と悩みの文書が寄せられたりしていて、ああ、

地域の方は本当に悩んでいるのだなというのを実感するわけですがけれども、あの中で言われて、どうなっているかということがどう報告されるのか。例えばごみ焼却場の場所を委員の方がもう一カ所あったのだと。それで、今度つくるというところの向かい側の場所が本来その場所だったのではないのということが言われたわけですがけれども、それが何にもどうなったのかわからない、傍聴していたのでは。それから、余分ないわゆるお金は使わないと言いながら、報告見ると、熱処理なども地元の方にすると、もう決まったように議案の中で言っているのですね、傍聴していたら。そうすると、熱処理というのはいもしかしてお風呂でもつくる気なのかなと思うのですけれども……

(何事か声あり)

(菅野) 一部組合だけけれども、議会から代表で行っている方が向こうで論議していることをわかるように細かに言ってもらわないとわかりません。行った人が自分の言いたいように好き勝手に言っているのではないと思うのです。こちらで聞いたことを言って、聞かなかったことにしては論議がされていますよとちゃんとわかるように説明してもらいたいのですけれども、議場で見ていた限り、そのことが言われていて、もしかしてお風呂をつくる気なのかなと思ったりして……

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時46分)

(開議 午前10時46分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(菅野) ごみ焼却場のできる場所の問題です。本来53カ所あったのが52カ所になって、今やるという場所の向かい側、こうなっているところのこっちに建てるわけです。向かい側が本来そういう場所だったという論議がされましたが、こういうことについては鴻巣の議会で委員から説明がないものですから、どうやって私たちのところに情報として来るのかと。それから、議案を見た中に熱処理施設をつくるというのがありまして、熱処理をつくるというのはお風呂ではないかなと思うのです。

(余熱利用の声あり)

(菅野) 余熱利用と書いてありました。それは中部環境も余熱利用がありますよね。私もお風呂へ入りに行きましたけれども、何かやたら熱かったりしていますけれども、ただで温まれるから熱いのかもしれませんけれども、あそこにもそれをつくる気なのか。華美なことはしない、節約してやるといいながら、全体の幾らでできるかというのがわからない。それと、溶融炉は何を使うのかとか、ごみを減らすためにどうするのかとか、本来不思議なのは、例えば私たちがうちを建てる場合、ここに何人で住むのかと、どういう生活するのかと、全部決めてから物事というのは決めると思うのです。何にも決まらないで……

(委員長) 菅野委員に申し上げます。

端的な質疑を求めます。

(菅野) だから、わかるように、この議会でも報告していただきたいということです。

(環境経済部長) 菅野委員の質問、議会のほうも組合議会として議員さん出ていますので、また私たちは出席していませんけれども、議会の中で全協という形で議員さんにも報告しておりますので、そちらのほうで確認していただきたいと思います。

以上です。

(ちょっと今休憩ですか、今の声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時48分)



(開議 午前10時50分)

(委員長) では、休憩前に引き続き会議を開きます。

(菅野) ごみは、とにかく燃やすのを減らし、それから分ければ資源、まぜればごみなわけですから、まず手元で分別することは簡単なことです。簡単だけれども、簡単ではないけれども、でもそれを頑張って今資源回収だってやれるようになったわけです。ペットボトルと全部分けるのに、その当時の市役所の職員が夜も含めて何回自治会に来てくれまし

たか。生出塚の自治会だけでも5回ぐらい説明に来てくれました。余りお気の毒で、自治会の役員が今後やるからいいとって、それ以上は自治会の役員がやったわけですけれども、そういう本当に住民を巻き込んだごみ政策にしていってほしいと。運動をリードしているわけですから、そして場所の問題やいわゆるお金の使い方、それについても住民と一体となったごみ政策にしていってほしいということですが、この点についてお聞きします。

(環境経済部長) どの部分で質問されているのかよくわからない……

(菅野) 全部です、……わからない。

(環境経済部長) わかりませんが、ごみの減量施策でというのも、新ごみ施設についても当然引き継いで、もしくはそれをさらに減量していくというふうなことでやっておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

以上です。

(菅野) やっていないではないですか。プラスチックなんか燃やすと言っているではないですか、分けられないのは燃やしますよと。燃やせばカロリーが上がるからとって、しまいにはどんどん燃やすようになるのです。ダイオキシンがどんどん出るではないですか。韓国で成功しているわけですから、きちり市としてそういうことに方針を出して臨んでいただきたいと思うわけです。

(環境経済部長) 新ごみ処理施設のごみの出し方というのは今協議をしております。協議が固まり次第、市民の皆さんのほうにも説明してまいりますので、お願いいたします。

以上です。

(潮田) そうしましたら、まず歳入のほうで31ページの駐車場使用料、これはパーキングこうのすの部分になるのでしょうか、これの最近の傾向。29年度、これから見ると比較では64万6,000円の減としているのですが、これのこここのところ何年かの傾向というのはどんな感じなのでしょうか。大体たくさん皆さんが使う傾向にあるのか、それが少なくなっているからこういうふうな減額になっていると思うのですがけれど

も。

(産業振興課副参事) 駐車場使用料につきましては、市営駐車場のパーキングこうのすと鴻巣駅西口駐車場、こちらの市営駐車場2カ所の駐車場使用料となります。内訳につきましては、平成28年度の決算ベースということで、パーキングこうのすが795万円、西口駐車場が369万9,000円というふうな内訳になります。

最近の傾向といたしましては、パーキングこうのすにつきましては若干の減少傾向であるかなというところで指定管理者のほうから報告は受けております。

ただ、その一方で、サービス券、こちらを利用している方というのが多くなっているというふうに聞いております。サービス券というのは、当然中山道に面している商店などが、駐車場を持っていない商店さんがそのサービス券利用をして利用者に発行してあげるといったものなのですが、そういった意味ではトータル的には減少傾向にあるものの、商店街の活性化にはつながっているものというふうに思っております。

以上です。

(潮田) これ少し料金が安くなったのでしょうか。最近どこもととても安くなっておりまして、駐車場、西口とかの場合だと1日300円とかというところも多くなっておりまして、今これ料金設定はどのようになっているのでしょうか。

(産業振興課副参事) ここ数年におきましては、料金の見直しについては行っておりません。料金設定につきましては、パーキングこうのすが午前6時から午後8時まで、これ1時間ごとに100円になります。ただし、これ注意しなくてはいけないのが、午前9時から午後7時までに入庫した場合については、最初の1時間を無料としております。西口駐車場につきましては1時間100円ということですよ。

民間駐車場が料金の引き下げ等を行っているというのは、これも当然指定管理者のほうから聞いているのですけれども、公共的な駐車場ということで、現時点では料金の見直しについては考えていない方向です。

以上です。

(潮田) パーキングこうのすの1日利用が幾らでしたか。

(産業振興課副参事) 捉え方なのですけれども、午前零時から午後12時まで、その1日ということで最大で800円です。

以上です。

(潮田) 先ほど指定管理者のほうでは、これの改定の予定はないということでしたけれども、ほぼ同じぐらいの距離で、駅からの距離が離れているところで、やっぱり丸1日で300円というところが多くなっております。また、200円というところも出てきておまして、そうすると、減少傾向にあるというのは、やはり皆さんが安いところに行ってしまうのかと思いますので、300円とか200円のところがあれば、1日800円かかってしまうところは使わなくなりますので、この料金設定をもう一度考えていただくようにして、管理者と話し合う必要があるかと思いますが、そういった話し合いは年に1回とかというのは持っていらっしゃるのでしょうか。

(産業振興課副参事) 指定管理者とは毎月少なくとも1度、月次報告という形でお会いしております。そういった中で、近隣の駐車場の設定料金、これらの変動についても報告を受けております。そういった中では、指定管理者のほうとしては、料金の見直しを含めて、これは定期の駐車料金も含めてなのですけれども、その辺どうなのかなというところはあるのですけれども、当然民間駐車場の料金に合わせていくと、民営圧迫していくという可能性もありますので、その辺については周りの駐車場の動向を見ながら、指定管理者と協議をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

(潮田) 続きまして、55ページ、またこれ産業振興課です。フラワーセンターの株主配当のところがあるのですけれども、今鴻巣市としてフラワーセンターの株をどのくらい保有していて、配当がどのくらいあるのか。

(産業振興課長) 現在の鴻巣市の所有株数につきましては3,680株となっております。1株当たりの配当が150円ということで、55万2,000円とい

うことで数年ずっと変わっておりません。

以上です。

(潮田) わかりました。では、これについてはそれで以上でいいです。あと59ページの市税の延滞金なのですけれども、この延滞金というのは3,500万円、結構大きいかなと思うのですが、法人なのか個人なのか、どういった、またここ最近の傾向について示していただきたいと思います。

(収税対策室副参事) こちらの市税延滞金につきましては、個人も法人も全て納付になっている金額の合計額でございます。傾向としましては、ほとんど個人の方の延滞金のほうが多いかとは思いますが、具体的に法人が幾らで個人が幾らでという統計のほうはとっておりませんので、不明です。

以上です。

(潮田) これは全部の税収ということになるわけですね。市県民税とかというのではなくてということ。

(収税対策室副参事) 延滞金につきましては、こちらに計上されているのは一般会計で管理しております個人住民税分、法人市民税と軽自動車税、それから固定資産税、都市計画税というものを全て含んでおります。

(潮田) 済みません、これ今回決算書ではないのでわからないのですけれども、不納欠損というのは鴻巣市ではこのところ毎年、おおよその金額でいいです。どのくらい不納欠損というのは出ているのでしょうか。

(収税対策室副参事) 本年度につきましては、まだこれから欠損の処理をいたしますので不明なのですが、昨年度の金額ですと……

(28年度の決算だよの声あり)

(収税対策室副参事) 28年度決算……

(28年度は出ていますよねの声あり)

(収税対策室副参事) 昨年度の欠損額につきましては、一般会計ベースで3,969万8,816円になっております。こちらの金額につきましては、年度によって若干増減というのがありますので、今後も金額は少ないにこしたことはないかと思っておりますけれども、滞納額を圧縮していくためには、これからこちら欠損額のほうをふやしていく必要もございまして、執行

停止の処理を今重点的に処理しているところでございます。

以上です。

（市民部参事兼収税対策室長）先ほど不納欠損につきましては、一般会計ベースで約4,000万というお話をしました。その中で、前回の決算のときもご説明しましたが、実際にいわゆる5年、これをとにかく単純時効を防ぎたいというのが我々の考えでございます。逃げ得をさせないというのが我々の考えでありまして、これも例えば市民税ベースで申しますと、前は単純時効で逃がしてしまったのが2,000万から3,000万あったのです。ですけれども、28年度のベースでは申しわけない、正確な数字ではないですけれども、950万ぐらいに抑えることができましたということで、それ以外の不納欠損につきましては、何かしらこちらで執行停止というのをかけています。というのは、生活保護になってしまった人だとか、あとは居所不明になってしまった人だとか、あとは実際にはいろいろ調べてみたら財産が何もなかったということで財産なしということで、当然いろんな調査をしていますので、預金を全部調べたりとか保険を調べたりとか、あとは他市町村に行った方については他市町村に調査をして、実際にどのような所得があるのかとか、そういった収入のあるなしをきちんと把握した上で、そういう方については、もうどうしようもない、とれないだろうという場合には執行停止というのをかけています。正式には滞納処分停止という言葉なのですが、その方については、すぐに不納欠損するわけではなくて、3年間一応猶予がありまして、3年後に不納欠損になるという形になっています。3年後になるのですけれども、その前に例えば調査をしてみたら財産を見つけたということであれば、執行停止、滞納処分停止を解除して、またそこから時効が始まるというような形で処理をしております。ですから、我々としては、陣容が今一番私ども脂に乗っているときだと思います。ですので、やっと調査がいろいろ進んできて、財産をいろいろ調査することももちろんのこと、調査を進めて、払えない方については滞納処分の停止をしたりとか、そういった形で両局面で一応滞納整理を進めているということでございます。

以上でございます。

（潮田）私が心配しているのは個人のもそうですけれども、法人で倒産とかというようなことで払えない場合とかというのは市内ではどのくらいあるのかなというのを確認したかったですけれども。

（収税対策室副参事）当然法人で倒産してしまったというものにつきましては、もう残っている財産があれば差し押さえすることもございますけれども、ほとんどもう倒産ということですので、財産のほうも処分が済んでおりまして、差し押さえするような財産がない。そのような判断をした場合には、執行停止処分をして不納欠損にしていくという流れになっていおります。

今具体的に何件くらいというのは、何税で何件というのは……法人市民税につきましては……

（市民部参事兼収税対策室長）28年度の不納欠損につきましては、法人市民税の滞納繰り越し分ですけれども、約230万円ぐらいの不納欠損をさせていただいています。これについては、やはり会社の閉鎖登記だとか、そういったものも確認して、もう会社の実体がないだろうということをきちんと確認してから執行停止をかけていると。大体会社さんの場合には、もう実体がないのが明らかにわかりますので、現地にも行きますけれども、わかりますので、即時消滅という形で、その年度に落とさせていただきます。

以上でございます。

（潮田）ありがとうございました。

続きまして、63ページのちょっとこれよくわからなくて確認したいのですが、新ごみ処理施設周辺整備受託事業収入、これはどこから収入が入るものなのか。

（環境経済部参事兼環境課長）こちらの事業につきましては、歳出のほうでもあるのですけれども、鴻巣行田北本環境資源組合からこの事業にかかる費用が収入として入ってきています。

以上です。

（潮田）わかりました。

その1つ上になりますアライグマの個体分析の件ですけれども、アライグマは鴻巣市としては全部で何体、29年度でいうと確保されたのでしょうか。

（環境経済部参事兼環境課長）29年度は、現在32頭が捕獲されております（P.47「32頭は県に報告した頭数、捕獲頭数は66頭。この数字は28年度の数字で、29年度は不明」と発言訂正）。

以上です。

（潮田）これについて、私どもの近くでも非常に多くて大変なのですけれども、確保するためのおりを貸し出しをしておりますけれども、今現在はこれ時期的なものもあると思うのですけれども、市民から要望があったときには待たずに、すぐにおりの貸し出しはできているのでしょうか。

（環境経済部参事兼環境課長）アライグマの活動が盛んになる時期になりますと、少し待っていただくことはありますが、それ以外はほぼお待ちいただくことなく、業者のほうで設置をさせていただいております。以上です。

（潮田）あと67ページのやはりこれ環境課、資源回収販売収入というのが3,400万円入っております。これがどういったものの収入となっているのか、内訳をお願いします。

（環境経済部参事兼環境課長）28年度の決算でお答えさせていただきますと、ビン、カン、小型家電類が3,309万6,707円、それとペットボトルについて有償入札拠出金というものが入ってくるのですけれども、それが391万6,142円、それとプラスチック製容器包装類、これが再商品化拠出金という形で入ってまいります。これが256万3,551円、合計で28年度ですけれども、3,957万6,400円でございます。

以上です。

（潮田）そうすると、ここの場所には今ビン、カン、ペットボトル、プラスチックですけれども、古紙の回収というのはどこに計上されているのでしょうか。

（環境経済部参事兼環境課長）失礼しました。古紙についてもビン、カ

ン、小型家電類の中に入っております。

以上です。

（潮田）古紙というのはどのくらい、その中の内訳です。

（金額ですかの声あり）

（潮田）はい。

（環境経済部参事兼環境課長）済みません、すぐにわかりませんので、少し時間をいただきまして、お答えさせていただきます。

（潮田）わかりました。

では、後で結構ですので、教えていただきたいと思います。要は先ほども分ければ資源、まぜればごみというふうになっておりますけれども、これが物すごく皆さん、配慮して、大変な思いをしてやっているけれども、実際には今年度でいうと3,400万の計上というふうになっているので、これをもっと収入として上げるためにはどのような工夫が必要なのかというのともあわせて、後でもいいのですけれども、今後の収入としてふやしていく工夫というのには何かあるのでしょうか。

（環境経済部参事兼環境課長）雑古紙につきましては、先ほどからお話がありますように、分ければ資源になるのですけれども、燃やせるごみにしてしまうと、ただのごみで、しかも焼却場に払う負担金もふえてしまったり、運送のためのコストもかかったりということもありますので、それについては非常に重要な問題だと思っております。

そういう中でも、古紙の回収を始めてからかなりの年数がたっておりますので、初めのうちは協力していただく度合いが結構高かったのですけれども、だんだん古紙で分けずに、面倒くさいからということで燃やせるごみに入れてしまっている市民がどうも多いように見受けられます。このようなことから、市のほうといたしましては、家庭ごみ減量チャレンジ33と題しまして、ごみの減量を進めましょうということで広報、ホームページなどで市民に呼びかけをさせていただいています。それとあわせて、水切りも一緒ですけれども、燃やせるごみに出してしまえばごみなので、それは分けて資源にしてくださいと、そういうことでごみの減量化と資源化を推進してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

（潮田）わかりました。

続きまして、117ページ、男女共同参画推進事業の中でどうしても鴻巣市の中で男女共同参画というのが年に1回のイベントのときにしかなか目にする事がないかなというふうに思っております。この男女共同参画審議会ではどんなことをテーマにどんな話し合いをされているのか、またそのメンバーとこうのす男女共同のつどいの実行委員会というのはきっとメンバーが違うと思うのですけれども、その構成人員、男女共同参画という言葉が今も言いましたけれども、年に1回とか2回のイベントだけでなっているのも、もっと広い範囲にわたって浸透させていくような話し合いとか、またはあそこの市民活動センターのところに男女共同参画コーナーがあるのですけれども、実際にはあそこをよく通ってもなかなか利用されていないかなというふうに思うのですが、どういったことが審議されているのか伺います。

（やさしさ支援課長）男女共同参画審議会についてなのですけれども、まずこちらのほうの人員のメンバーということで、審議会の委員のメンバーということでは女性が6名、男性が4名ということで、今回昨年10月の6日から改選をいたしまして、29年の10月6日から31年の10月5日までの新たなメンバーで今会議等を開催しております。内訳としましては、公募者が3名、あと識見を有する者が1名、また団体推薦ということで鴻巣市の商工会、自治会連合会、PTA連合会、あと人権擁護委員会、男女共同のつどいの実行委員会、それから男女共同参画紙の「ほほえみ」の編集委員会から推薦ということで出ておりました、そのメンバーで構成されております。

また、審議会は今、年2回開催しております、審議内容としましては鴻巣の男女共同参画プランの進捗状況の審議ということで、多種にわたって市内行政等のいろいろ男女共同についての進捗状況を全体にわたって審議をしております。詳しく言いますと、ちょっとお待ちください…調査内容としましては、基本課題が1から12までありまして、教育の推進とか、あと男女共同参画への意識変革の状況、また人権の尊重、配

偶者の暴力等、12課題に分かれておりまして、その一つ一つについて委員のほうでいろいろ状況等、進捗等、どの程度進んでいるかということの一つ一つ全部審議をしております。その中で、今回いろいろな質問が出まして、特にPTAに役員として男女の割合はどうかとか、また例えば女性が出ていない、出ていないというけれども、今は男性のほうもかえって出づらいつ況があるとか、男女の共同でやるべきことを今後は考えていくべきだとかという、かなり建設的な意見も出まして、委員さんのメンバーを見ましても3年、4年続けてやっていただける方も多くて、非常に見識が高い方が多くて、私も今回初めてこの会議に出席をいたしまして、本当にいろいろな質問が出ましたことに対して持ち帰りまして、各担当部署のほうでどういう状況になっているかとかを確認しながら、進捗状況をつくりながら、それに28年度は男女共同参画推進状況の年次報告書というものを作成をしております。それが今回30年の3月に出る予定になっておりますので、その作業ということで年2回の会議をしております。

以上です。

(潮田) わかりました。これはいいです。

これちょっとまた単純なことを聞くのですけれども、125ページの賦課徴収費庶務事業の中の郵券料が1,000万からかかっている、これは何通出すのかなのでしょうか。郵券料でこれだけかかるというのはちょっと想定ができなくて、どういったことなのか確認をしたいと思っておりますけれども。

(市民税課長) 細かな件数というのと、よく確認しなくてはならないですけれども、納付書をまず出します。各個人全てに出すものと、特別徴収としまして各会社に出す書類がありますので、会社へも納付書と通知全て出しますので、1通厚くなりますので、82円ではなく、もう少し大きい金額でかかっておりますので、それと毎月移動がかかりますので、毎月毎月の移動分、そういう形でかかっておりますので、1,000万は超えてしまいます。

以上です。

(潮田) わかりました。

253ページ、新ごみ処理施設周辺整備事業の先ほど歳入のほうでお聞きした部分の歳出の設計委託料というのが、これ鴻巣市から819万4,000円、何の設計部分なのか確認をしたいと思います。

（環境経済部参事兼環境課長）これは今後の用地買収後の造成工事のための工事車両の進入路を確保するための測量及び設計業務を組合の費用負担により行うものでございます。

以上です。

（潮田）わかりました。

（何事か声あり）

（潮田）組合からお金が入ってくるから、市でやるということによろしいのですね。これは納得いたしました。

次、255ページの勤労者福利厚生支援事業の部分でございますが、この埼玉土建・建設国保組合補助金が61万6,000円、これは対象者は何人ですか。

（産業振興課副参事）埼玉土建さんのこれ平成29年4月1日現在の被保険者数とすると、埼玉土建さんが862名、建設埼玉さんが639名と合計1,501名というふうになります。

以上です。

（潮田）この補助金というのがちょっと私も調べましたところ、県内のほかの市町村の中で鴻巣市が一番高かったのです。1人当たり410円という数字が出ております。よく近隣の動向を注視しているかというのですけれども、近隣はみんな250円とか350円とか、400円台は鴻巣だけ。さらに、この補助金を出している市町村のうち、39市町村のうち13の市町村が廃止ということになっていて、なおかつ今後これから廃止を予定という市町村も、たしか北本もそのようなふう聞いておるのですけれども、これはどういう理由で鴻巣市が一番多く払っている、どういう根拠で補助金を出しているものなのでしょうか。

（産業振興課副参事）まず、根拠につきましては、両組合さんの事業運営、これ福利厚生等も含めてですけれども、それに対する補助ということで支出しております。

それから、確かに委員おっしゃるとおり、1人当たり410円ということで、埼玉県内で一番高い金額になっております。確かに他市町村の中でもこの補助金に対して廃止というところも最近多くなってきているのかなという傾向にはあります。

そういった中で、平成25年度にこれ市長会からの金額等が廃止されて一括扱いというふうになっているのですけれども、その段階でまず見直しを図っている自治体があります。ここで廃止をしたところもあります。廃止をしなかったところは事業運営に対してというところで250円とか、そのくらいの金額に低減をして補助をしているところでもあります。鴻巣の場合は、当然これは決算報告等もいただいている中で、事業活動に対して410円が適正であろうということで、それらを含めて補助をしているところでございます。

以上です。

（潮田）これ志木市とか和光市とかは、もともと補助金を出していないというふうに聞いております。今先ほどおっしゃった24年のことで廃止になったところも結構ありますよね。本庄とか春日部とか戸田とか、25年度廃止が深谷、日高、28年で所沢、狭山もというふうに聞いております。やはりこれが市としての財政負担が厳しいためという理由で、ほかがいろいろ廃止の方向に行っておりますので、今後少しこれ考える必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

（産業振興課副参事）当然市としての財政負担というところも考えていくべきだと思います。それも含めて、各建設埼玉さん、それから埼玉土建さん、これらの事業運営、補助金がなくてもしっかりとした自主的な運営ができるかどうか、その辺もしっかり捉えながら考えていく必要があるのかなというふうに思っております。

以上です。

（潮田）国保とかの方がやはり市内の国民健康保険の方が大変な中、ここにだけ1人当たり410円といっても結構大事な税金の中からでございますので、これは協議をしていただきたいかと思います。

次、263ページ、花卉産地生産支援事業というのが鴻巣の花生産振興対策

事業補助金となっているのですけれども、鴻巣の産業の中心というところ、もちろんお米とかもありますけれども、花卉産業が言われている中で、この補助金、これだけでいいのでしょうか。ほかにもいろんな意味であるとは思いますが、少なくとも花卉産地生産支援事業としてはこの金額なのですが、これがどういう計算根拠で、またどういうところに使われているのか確認したいと思います。

(産業振興課長) 花卉産地生産支援事業といたしまして、この補助金につきましては鴻巣市花組合のほうに交付しておるところでございます。鴻巣市花組合は、花まつり等、いろんなイベントに協力をいただいているほか、花壇の植え込みの管理とか、そういうところでも活躍していただいております。

そういう中で、根拠なのですけれども、これにつきましてはもともとありました鴻巣の花組合と川里にありました花組合が合併したときに合算した額ということで、それ以来変わっていないような状況になっております。

以上です。

(潮田) この前もフラワーバレンタインでしたか、駅前で常任委員会のメンバーみなでお花を配るというイベントをさせていただきました。やはりそのときにも花組合の方からお花も、もちろんお金を払っているとはいっても、格安で提供していただいているのかなと思うのですけれども、もっと私が思ったのは、単純に名称を見ると、鴻巣の花生産振興対策事業補助金と補助金を出すことも大事だけれども、それ以上にもっと市として花の生産の振興に具体的な何か提案をしていくとか、そういったことのほうが必要なのではないかというふうに思っているのですが、そういったことは市としてはやっているのでしょうか。

(産業振興課長) さまざまなイベントというのは、観光戦略課の事業の中でということで行っている事業もございます。花卉の振興ということで、それぞれが花組合とはいえ、各個人の事業主というような形になりますので、そういう方が新たにハウス等をやるとか、新たにつくるとかということで補助金等を活用したいということに対しましては、相談に

乗って対応できる補助金があるかどうか等を教えるという変な形ですけれども、提供するような形にしておるところでございます。

以上です。

（環境経済部長）鴻巣の花の普及というふうなことですけれども、鴻巣の場合、生産する部分と市なり実行委員会が積極的にやっている花のPR、花のイベント、これ2つに分かれています。生産農家というのは、やっぱり生産して何ぼという世界で、そこの補助というのは今回その中でまとまりを、その組合という組織をつくっていますので、そこで補助金を出していく。また、生産者というのはそれぞれ個人ですので、そういった個人に対する補助制度、県、国が、今課長がお答えしましたけれども、そういったものをより効率よくうまくできるのかというふうなことの調整をしているのが産業振興課です。

そのほかに、市のほうで何ができるのかなというふうなことでは、例えばふるさと納税で昨年からは花のポットをトレーのまま出荷をするということで、鴻巣の花をどのようにPRできるのか、あるいは変な言い方ですけれども、ひとつネットショッピングみたいなイメージがあるのです。不特定多数の方が鴻巣市にはこんな花があるのだなという、今までも花はありましたけれども、花組合との協力のもと、トレーのままワントレーなり、幾つかの花を入れて出すようなことということで花のPRに協力しております。協力というか、PRです。ふるさと納税というのはPRの部分がすごく大きいのではないかなと思いますけれども、そういったことでも花のPRを行っています。そんなことで、生産と花のイメージづくりをするということの市の業務とイベントと分業がされているようなところがちょっとあるのかなというふうに考えております。

以上です。

（潮田）私としては、この補助金が多過ぎるとかそういうことを言っているのではなくて、お金と同時にやっぱりアイデアを出していくことが市として補助していくことなのではないかなというふうに思っておりますので、そこら辺をふるさと納税もすごくいいことで、いい形でのアピールができると思うのですけれども、やはり生産農家の方とお話をする

と、何か生産農家の方におんぶにだっこというか、もっともっと市として大きく打って出る必要があるのではないかなというふうに思っていて、それが全部花農家さんへの負担になってしまうような形ではなくて、花農家さんのバックアップができるような体制をと思って質問させていただきました。ありがとうございます。

271ページの住宅リフォーム資金補助金のところでございます。市でやっているいろんな住宅リフォームというか、これについては、介護のほうでのリフォームもあったり、または障がい者のほうのリフォームもあったりでございますが、そういったものの全部のまとめた案内とかというようなものというのは産業振興課としてはやっているのでしたか。

（産業振興課副参事）産業振興課で行っている住宅リフォーム資金補助金に関しては、産業振興課としてはこの補助金のみのPRということでチラシ等を作成しております。

ただ、一昨年くらいでしたか、商工会さんのほうでたしかA3裏表の1枚ということでリフォーム業者さんの一覧と、あと市が行っている補助制度、これは産業振興課の補助金であるとか、あるいは介護関係、それから建築課の関係、そういったものをまとめて発行した経緯がございます。

以上です。

（潮田）わかりました。いいです。

273ページの商工会補助事業ですが、これに3,627万3,000円、鴻巣市から商工会へ出しているお金というのはこの金額だけなのでしょうか。ほかのページにも何かあるのでしょうか。

（産業振興課副参事）直接的に商工会さんに対して補助金を交付しているのはこの金額のみとなります。

以上です。

（潮田）市の職員が再任用という形なのかな、こちらをおやめになられてから商工会のほうに行かれていますけれども、その方たちのお給料というのは市から何か出ているのですか。この中から出る形になっているのでしょうか。

(産業振興課副参事) 商工会に再任用という形で派遣されている職員につきましては、職員課のほうから給料のほうは出しております。

以上です。

(潮田) 今回自分も一般質問でもこの関係をやめるのですけれども、商工会と市の関係というのですか、3,627万3,000円を出している以上、市としても商工会に対していろんな意見が言えるのだとは思いますが、どのぐらいのペースでこちらから、何かの会議とかというのではなくて、こちらから提案をするようなことというのはどのように話し合いを行っているのでしょうか。要は何かのイベントのための打ち合わせだと、そのイベントに関係ないことまではいろいろな話ができないかと思うのですけれども、今後の市の地域活性化といっても、やはり商工会の方たちに、商工会に所属をしている事業者さんをお願いをする部分が大きいと思うのですけれども、そういった話し合いというのは市と商工会ではどんな形で行っているのでしょうか。

(産業振興課副参事) 一言で言うと、随時ということになります。例えば今回の予算で計上させていただいているのですけれども、創業関係のワンストップ窓口、こういったところで市のほうで現在チラシあるいはガイドブック等の作成をしております。そういったときに、商工会のほうに市でこういったものをつくりました。ついては、商工会のホームページにも掲載をさせていただきながら周知を図ってくださいと、そういった意味で事あるごとという表現がいいのかわからないのですけれども、その辺につきましては随時行っているところでございます。

以上です。

(潮田) ここの中で貸付金として1,570万というのがありますけれども、これはここから先の使い方は商工会の中でのことだと思うのですけれども、この貸付金というのは満額いつも使われているものなののでしょうか。

(産業振興課副参事) 貸付金の1,570万に関しては中小企業の融資の事業ということで行っているところでございます。こちらにつきましては、市内の中小企業さんあるいは小規模事業者の方が運転資金あるいは設備資金などを融資をしてほしい場合、そういった要望があった場合につき

まして貸し付けをするものでございます。最近は、この辺については相談はあるのですけれども、実行に至ったケースというのは平成18年以来ございません。理由の一つは、市の融資制度につきましては、毎月10日締めとか締め切りの期間があります。さらに、申し込みをしてから融資審査会を開いたりとか、実際に融資の実行までの期間がかかってしまうというところが一つデメリットであるかなというふうには考えております。そういった中では、例えば運転資金で早く欲しいという方については、直接金融機関等に行かれる場合が多いというふうには伺っております。以上です。

（潮田）今の答弁からすると、これ使い切られていないということになると思うのですけれども、そういった場合、この補助金は返金をされるのでしょうか。

（産業振興課副参事）こちら預託金ということで、年度当初に市内の8金融機関、13支店につきまして預託をします。こちら申し込みがなくて実行がない場合は、年度末におきまして歳入するものでございます。以上です。

（潮田）わかりました。

同じページの産業立地推進プロジェクトのところでお聞きしたいと思っております。これについては、先日住民の方への説明会が行われたかと思うのですけれども、住民の方どのくらいお集まりになったのか、またどのような説明が市から行われたのか伺います。

（産業立地推進プロジェクト室長）それでは、行政報告でも報告させていただきましたけれども、今回産業基盤整備に向けた検討をしている区域に近接する3つの自治会に対して、2月18日と2月20日、2月25日、3日に分けまして3自治会に対する説明会を開催させていただきました。人数でございますけれども、まず1日目でございますけれども、その自治会は68世帯の自治会でございますけれども、そのうち10世帯の方の参加となりました。それから、2回目の別の自治会でございますけれども、56世帯の自治会でございますけれども、そのうち50世帯の参加です。それから……暫時ちょっと休憩をお願いします。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 11時43分)



(開議 午前 11時43分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(産業立地推進プロジェクト室長) 大変失礼しました。

3回目の説明会でございますけれども、その自治会は20世帯ございまして、そのうち17世帯の方の参加をいただいたところでございます。説明の内容でございますけれども、説明の要旨は、これは本会議の代表質問でもお答えをしておりますけれども、本市においては昨年からは熊谷バイパス東側沿道の一団の農地となっている区域について産業基盤整備を埼玉県企業局に実施してもらいたいということをお願いしているという旨の説明をさせていただいているところでございます。概要についてはそういうことでございます。

(潮田) 住民の方からの質疑応答とかで、特に何かありましたでしょうか。

(産業立地推進プロジェクト室長) 質疑の要旨でございますけれども、主なものとしたしましては、実際に産業団地として開発されますと、例えば周辺の道路がトラック等の通過車両による環境への影響、振動ですとか騒音あるいは場合によっては渋滞なんかも発生するかもしれないというような危惧の声、そういったものが1つ。

それから、これまで現地が農地ということで、農地が持っている大雨のときなどの貯水機能が、開発されることによって失われるのではないかとということで、特にそういった排水対策への懸念、そういった意見もございました。

それから、ほかにはこれまで今回検討している区域でございますけれども、民間の企業から幾つかこれまでも開発の話なんかも地元のほうに届いている経緯があるからだと思うのですけれども、今回市のほうで検討している事業というのが、果たして実現できるのかというような、そういった面で心配する意見なんかも出されたところでございます。大きな

ところでは、そういった意見等が出されました。

以上でございます。

(潮田) 最後に1つ、産業立地推進プロジェクトは、この30年度の予算でいうと、ほかで予算建てというのとは何かあるのでしょうか。

(産業立地推進プロジェクト室長) 30年度の予算は、説明させていただいたとおり、今回の産業基盤整備を進めていく上で実際に地権者の皆さんですとか、あるいは埼玉県との調整を進めていくために必要な予算を計上させていただいたものでございまして、30年度についてはほかにはございません。

以上でございます。

(環境経済部参事兼環境課長) 先ほどのご質問にまだお答えできなかった部分がございますので、あと1点、発言の訂正をお願いしたいのですけれども、よろしいでしょうか。

(委員長) はい。

(環境経済部参事兼環境課長) 先ほどの潮田委員さんからのご質問で、雑古紙の販売価格は幾らだったのかというご質問がありました。平成28年度で648万80円でございます。

それと、1点訂正をさせていただきたいのですが、アライグマの捕獲頭数についてご質問をされまして、私先ほど32頭ですというふうにお答えしたのですけれども、32頭は県に報告した頭数でございましたので、捕獲頭数は66頭でございます。ご質問は平成29年度でということだったと思うのですが、この数字は28年度の数字でございます。29年度はちょっと不明です。

以上です。

(委員長) ただいまの発言の訂正については、委員長に一任願います。それでは、ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時49分)



(開議 午後零時59分)

(委員長) それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

まず、産業立地推進プロジェクト室長より発言を求められていますので、許可をいたします。

(産業立地推進プロジェクト室長) それでは、先ほどの潮田委員からの産業立地に関する質問の答弁で、まず質問の内容の中で地元説明会での質疑の内容はという答弁の中で、重立ったものを3つ挙げさせてもらったのですが、それに今回の産業基盤整備ということは、鴻巣市の今後を考えると非常にいいことなので、ぜひとも進めてもらいたいという意見もございました。それを追加で補足させていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

(委員長) では、以上の発言をご了承願います。

(矢部) 滞納金からいきます。滞納金の延滞金というのは前は1.45だけども、今でもそれはやっているのですか、続けているのか。前は1.45だったかな、1回目のあれが。2回目から……

(市民部参事兼収税対策室長) ちょっとお待ちください。

(矢部) 滞納金に対する延滞金。前1.45ぐらいのことを聞いて……

(済みません、ちょっと暫時休憩で。済みませんの声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時02分)

◇
(開議 午後1時02分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(市民部参事兼収税対策室長) 平成26年1月1日に大きな改正がありまして、一月目以降の利率につきまして、まず14.6だったものが毎年ちょっと変化しているのですけれども、9.2、9.1、9.0、そしてことしの1月1日から8.9という形になっております。それと、一月までの部分ですけれども、本法では7.3%だったところが26年が2.9、27年が2.8、29年が2.7、30年1月1日が2.6という形になっております。

以上です。

(矢部) ありがとうございます。

あとちょっと失礼なことを聞くかもしれませんが、誤算というか、誤ってのこういう固定資産とかあれでもって出して、倍以上の金額というか、事故というか、そういうあれというのは鴻巣には例があるのですか。北本あたりは例があったのだけれども、あれは莫大な金払うようになるでしょう。

（市民部参事兼収税対策室長）矢部委員のご質問なのですが、それについては、ちよっとうちのほうは課税の担当で、課税した後に納税していただくような形になっていきますので、課税担当のほうの所掌になるかと思えますけれども、実際には鴻巣では大きなそういったものは起きてはいないと私では記憶しておりますけれども……

（矢部）みんなあってもないというのだけれども、事故が起きたくないから。わかりました。

次に、農業委員のちよっと259ページかな、農業委員の定数とあれが可決されたのだけれども、農業委員とすれば毎月25日が定例会ですよね。その前に費用弁償は今でも2,000円変わらないのですか。

（環境経済部副部長兼農業委員会事務局長）平成29年度、農業委員の費用弁償は、会議出席1回2,000円でございます。

（矢部）わかりました。

今何でそれを聞いたかというのは、議員さんのほうも今、費用弁償のほうを考え直しているのです、ほかの委員会もみんな費用弁償が出ているのはみんな同じかな。ほかのはわからないのかな。

（何事か声あり）

（矢部）委員会があるでしょう。

（何事か声あり）

（矢部）ないのですか。

（市民税課長）固定資産評価審査委員のほうの費用弁償、日当は2,200円で1日になっています。

（矢部）日当、費用弁償。

（市民税課長）予算書には日当としてのせているのですけれども。費目は費用弁償になっています。

(矢部) 今何を聞いたかということ、私たちが幾らか報酬を本当にスズメの涙ぐらい上げてもらって、費用弁償のほうは審議会のほうに幾らか返答しなくてはいけないということでもって、1,000円ぐらい下げて2,000円の委員会とあわせたほうがいいかなという感じも今考えている途中でございますので、それで今聞いたわけでございます。

次に、農業委員さんの人数が13名、これこの間本会議で可決されて、臨時議会とかあれというのはいつやって、それで多分だけれども、委嘱状というのは4月になってからなのか。それと、推進委員のほうは農業委員さんの中でもって今度はいつごろになるのか、ちょっとその予定を。

(環境経済部副部長兼農業委員会事務局長) まず、農業委員につきましての今後の市長の任命等の日程でございますが、4月の頭に鴻巣市長から農業委員さん13名、平成30年の4月1日付ということで任命式を行います。その後、任命式の日には第1回目の臨時総会を開きまして、会長等の選出を行います。そして、またそのときに合わせて農地利用最適化推進委員につきましては、市長から選任された新たな農業委員会によって選任をして委嘱するということになっておりますので、4月の初めに開催される最初の農業委員会の臨時総会におきまして、農地利用最適化推進委員の選考決定を行います。そして、その後4月の中旬に予定では第2回目の臨時総会を開きまして、農業委員会として農地利用最適化推進委員の委嘱を行います。そして、定例会は4月25日を毎月の定例会総会として予定してございますので、4月に出てくる農地転用等の議案について、滞りなく審査ができますように、もう一回繰り返しになりますが、4月の頭に市長から農業委員の任命を受けて、その日に今度は新たな農業委員会で推進委員の選考決定を行って、そして4月の中旬にもう一回第2回目の臨時総会を開きまして、推進委員を今度は農業委員会から委嘱を行って、あわせてそこで農業委員さんと推進委員さん、初顔合わせになりますので、研修等を行います。簡単な農地転用についての研修を行いながら、当該月、4月の議案等の説明をして、当然現地調査なんかもしていただかなくてはなりませんので、4月は至急そういった対応をしまして、4月の25日の農業委員会の案件審査に向かうと、そういった

予定をしております。

以上です。

（矢部）わかりました。

次は、私はちょっとこの予算だけれども、これ参考資料でやっていいかなと思いますけれども、ページ数も大体書いてあるから、そういった資料の中からでも……

（何ページの声あり）

（矢部）新規事業で……ページは、だから行ったり来たり。11ページです、この資料で。予算書でいうと273、新規事業の商店街の活性化推進事業というのは、初めて新規事業でどういった150万なのですか、ちょっとお聞きしたいと思いますので。

（産業振興課副参事）商店街の活性化の新規事業なのですけれども、これは既存事業で空き店舗の活用を利用して、要綱に基づきまして補助金を交付していたものがあります。それがそれを発展的に要綱等を見直しをさせていただいて、商店街の中にあります空き店舗を活用いたしまして、新規創業を目指す方、そういった方について開業資金の補助を1件当たり50万円を上限として補助をすることによって、商店街の活性化を推進していくというような事業です。

以上です。

（矢部）今1件50万というのと、そうすると3件ぐらいのあれしかないということですね。

（産業振興課副参事）大体商工会さん等にそういった相談をされている方の今までの例からして、年間3件程度が該当してくるのかなというところの予想を立てまして、おおむね3件ということで1件当たり50万円の上限掛ける3件、150万円ということで今回予算を計上させていただいております。

以上です。

（矢部）わかりました。

次に、商工会補助事業でございますけれども、一部新規というのと89万ですか、これ。89万円というのは新規の分だけれども、その部分をちよっ

と教えていただければなど。

（産業振興課副参事）平成28年に国から鴻巣市創業支援事業計画というものを認定されまして、既にこの事業については取り組んでおります。ただ、今までは予算的なものがなかったということで、あくまでも商工会さんの経営指導員による指導と、あるいは相談業務、こういったものを行っておりました。それをさらに専門家等を交えて相談業務をより細かく、きめ細やかにやっていこうと、さらにはあるいは新たな創業を目指す方の掘り起こしをするセミナー、あるいはより具体的な創業の塾、そういったものを計画して今回の89万円ということで考えております。以上です。

（矢部）セミナーとか相談のあれですね、一部新規というのは。わかりました。

次に、農地活用促進事業ですか、これはやはり最後のほうには高齢化に伴う後継者問題や遊休農地の解消の取り組みというのは、これもなかなかいつも最後にではないけれども、こういうあれを書くのだけれども、これなかなか難しい点もあるのかなと思うのだけれども、でもこれ書いた以上は、何かいい策というか、そういうあれがあるのか、中間機構を活用してのあれになってくるのかなと思うのだけれども、いい方法というか、何か活用方法はあるのですか。それで300万、組んでいるのかなと思うけれども。

（産業振興課長）農地活用促進事業の300万円でございますが、この事業につきましても、国庫補助事業の100%補助になります。今年度まで473ヘクタールの面積が中間管理機構を通して転貸されているところでございます。その中で、新たに大きくやるという情報はつかんでいないところですが、今までやっていた地域の中で新たに転貸をやりたい方もちらほら聞いておりますので、まだ数字的なところははっきり捉えておりませんが、年2回の6月と12月に転貸を行うということになりますので、その対応として歳入歳出に300万円ずつ計上したところでございます。以上です。

（矢部）わかりました。

次に、その下の農地耕作条件の改善の事業でございますけれども、これは中間機構のあれで畦畔のものというか、早く言えばくろをとるという意味でしょう。耕作条件の改善を支援するというので、30年度は今度はこれ中間機構にお任せしたあれが笠原ほか3地区と書いてあるのですけれども、笠原、北根、前砂とあるのだけれども、これでもって15ヘクタールということは、3地域のちょっとあれがわかれば教えていただきたい。

（産業振興課長）3地域で15ヘクタールということで計上させていただきました。細かなど何が何ヘクタールとかというところまではまだいっていないところです。おおむね希望をとりまして、その中で計上させていただいて、その中でできるところということになろうかと思えます。以上です。

（矢部）この3地域というのは、去年中間管理機構と契約した3地域なのですか。笠原は去年やったというのは聞いたのですけれども、北根も前砂もそうなのですか。

（産業振興課長）農地中間管理機構の制度的にはもっと前からありますので、今まで転貸した中でそういうくろの撤去とか均平化を希望するところは全て該当になりますので、笠原だけというわけではございません。以上です。

（矢部）わかりました。

次に、鴻巣、行田基盤整備の事業でございますけれども、2,500万見込であるのですけれども、今回まだどのくらいの進捗状況というか、これが進んでいるかとか、設計というか、境界測量とかそういうので絡んでくるだけのあれなのだから、どこら辺まで進んでいるのかちょっと聞きたいなと思うのです。

（産業振興課長）鴻巣、行田地区の土地改良事業につきましては、28年10月に土地改良区が設立されました。その後、街区測量、外側の測量とかそういうのを進めてきて、本年やはり測量と地質調査、換地設計、換地計画書の作成等を現在行っているところでございます。工事のほうはまだ未着手です。来年度から、30年度からそこに入って行く予定となっ

ております。

以上です。

（矢部）その中で、調査とか何かやって、この中に地主さんが、私はこのあれに、農地ではないけれども、あるのだけれども要らないよというか、中間機構とか何かに貸す、そういう件数というか、そういうのはわかるのですか、まだわからないのですか、農家の方で。

（産業振興課長）アンケート等をとっておりますが、ちょっと数値的なものは申しわけないのですが、まず売りたいという希望の方が多数いらっしゃいます。それに反して、買いたいという方が非常に少ない状況で、その調整を現在やっておるところでございます。そのほかに、中に大きな区画を設けまして、中間管理機構と借りやすい状況、こういうのをつくるということで、売りたいという希望ではありますけれども、それがかなえられない方につきましては転貸の方法、そういう形で調整していくこととなります。

以上です。

（矢部）わかりました。

次に、12ページだけれども、多面的機能支払交付金でございますけれども、今15団体あるのですけれども、みんなこれ段階があると思うのですけれども、15団体の中で3,000円、5,200円でしたか、9,000円、3段階あると思うのだけれども、この団体の中で3,000円が何団体とかという、ちょっとそれだけわかれば。

（産業振興課長）多面的機能支払交付金事業ですが、内容が3つに分かれております。まず、農地維持支払交付金事業につきましては、これは全部がやることになっておりますので15団体、資源向上支払交付金につきましては、長寿命化というものと共同作業というものがございます。共同作業、長寿命化以外というのが7組織、資源向上の長寿命化が6組織となっております。金額については、農地維持支払交付金で田んぼが3,000円、畑が2,000円ということになります。それで、それとあわせて資源向上支払いのほうの長寿命化、長寿命化以外をやると、単価のほうが少し変わってくるという形にはなります。

(矢部) 幾らでしたか。

(産業振興課長) 資源向上の長寿命化のほうで4,400円、田んぼです。畑のほうで2,000円という形になります。長寿命化以外につきましては、共同作業につきましてはそれぞれ団体によって単価が変わってきますので、まず今実施している団体は全て多面的に入ってから5年以内ということで、その交付額になりますけれども、これが5年計画でやっていますので、それを継続すると、今度0.75を掛けた数字の交付金になるとか、複数の事業をやると6分の5の交付金になるとか、そういう形で団体によって変わってくるところであります。

(矢部) わかりました。

郷地落の排水は、これは違うのでしたか、いいのでしたか。220メートル、ことしも1,400万。きのうちょっと質問したときに全部で600メートル。今回でこれ全部終了するのか。

(産業振興課長) 郷地落排水路改修事業でございますが、昨日ちょっと申し上げたとおり、当初3年間の予定で計画をしたところでございますが、1年目の本年、昨日も申し上げましたが、338メートル実施することができました。来年度30年度に残りが222メートル、トータルで560メートルになります。その整備を行いたいと考えております。2年で事業は終了となります。

以上です。

(矢部) 地元の方が大変に喜んでいましたよ、これよくやってくれたと。次に、きのうまた視察に行かなければよかったのかなと思うのだけれども、花と音楽の管理運営事業なのですからけれども、これ3,200万出ているのだけれども、バラ園の充実とローズオーナーガーデンの拡張なんて言われたから、ここへまたバラを植えるのですかときょう一生懸命聞いていて、これオーナーガーデンというのは、お金をもらってその人が管理してやるあれなので、これあそこに使うお金にしては3,200万というのは、私は内容が理解できないというか、ちょっとわかったら教えてください。

(観光戦略課長) こちらの予算につきましては、花と音楽の館花久の里を建物から庭まで一切合財管理する1年間のトータルの経費の中で、う

どんの売り上げ等を差し引いた中で不足する部分について指定管理料という形で委託料を支払いをしています。

きのう見ていただいたバラのオーナーガーデンの第2弾の募集については、50人の新規のオーナーの方を募集して、1人1万円で3年間、バラを預らせていただいて、その後は花久の里のバラの庭園の寄贈となるということで、オーナーになっていただいた方は、バラの接ぎ木教室だとか花久の里で行われる音楽のイベントなどを割引で来ていただけるような、そういった特典をつけた制度となります。

(矢部) あそこでもってうどんとか、そういう売り上げとか何かはあるけれども、そういうあれというのはどのくらいというか、そういうのはわかるのですか。花なんかは全然関係ないのですか、きのうも売店のあったのだけれども、花出している人から出している値から幾らとか、そういうあれというのはいただいているの。

(観光戦略課長) うどんの売り上げについては、少し時間をいただきたいと思います。

(矢部) コーヒーもあるだろう。

(観光戦略課長) コーヒーもあります。

花の売り上げにつきましては、生産農家の出店から売り上げの中から20%なりの場所代をいただくという形になります。

(矢部) だから、その売り上げがあって、それで3,200万の補助をするわけだ。だから、その内容をちょっとここが大きいのかなと私は考えている。

あと何年前でしたか、そば体験のあれは県から補助もらってやっていたのですよね。それで、その前に、今度はバラを植えるとか、あそこに何か植えてやったよね……。それ何で抜いてしまって大丈夫なのですか。

(観光戦略課長) 別棟に補助をいただいたのは、県産木材を使用することで建物の木材については補助をいただきました。花壇のほうの植木につきましては草花ですので、もちろん使えるバラについては違う花壇に植えかえをして大事に保管をしております。新規にバラのオーナーガーデン50人分募集をかけておりますので、その分のスペースがきの

う見ていただいたあいている花壇ということになります。

(矢部) それと、よく私あそこに行くたびに、そば体験、あれが全然やっていないのだけれども、いつも土曜、日曜日にやっていますよと、きのうも言った人がいたのだけれども、行っても見たことないのだけれども、どういうあれでもってやっているのか、ちょっと聞きたいなと思うのだけれども。

(観光戦略課長) あちらの工房につきましては、うどん教室、そば打ち教室、それから郷土の和菓子づくり、例えばいがまんじゅうであるとか田舎まんじゅう、草餅などの食材を加工して食品加工の郷土料理をつくるという教室を開いております。平均すると月4回、週に直すと週1回は必ずやっているという状況で、うどん教室を経験された方は、そばの教室に参加するだとか、リピーターも多く参加されております。

(矢部) そば体験というのはいつごろやっているのですか。いつにとうか、見たことないのだ。

(観光戦略課長) 直近の2月号の広報で申し上げますと、3月2日に手打ちうどん教室、それから3月23日には草餅づくり体験教室などを行っております。1月号の広報で申し上げますと、草餅づくりが2月3日、手打ちうどんが2月5日というような内容になっております。

(矢部) そうすると、月大体2回ぐらいのペースですか。

(観光戦略課長) 年間で平均すると大体月4回ぐらいになるような、今はちょっと月2回ですが、多いときは4回とかありますので。

(矢部) これ集会所は違うのですか。

(集会所は違いますの声あり)

(矢部) では、コミュニティー事業も違うのですか、一般の。

(違いますの声あり)

(矢部) これと市民活動も。

(はいの声あり)

(矢部) これの補助金もらいたかったのだけれども、だめか。では終わり……まだあった。267ページ、今度は予算書、真ん中あたりに土地改良施設の維持事業と土地改良区補助事業という、ちょっとこれの中身、こ

れはさっきやったやつですね。改良は補助事業ですね。これもしかして元荒川は絡むか。

(絡みますの声あり)

(矢部) それでは、しません。私絡んでいるので、しません。では、いいです。終わります。

(観光戦略課長) 先ほどの矢部委員のご質問の中でうどんの売り上げというご質問をいただきました。平成28年度の売り上げで決算額で申し上げますと、うどんの売り上げが1,909万7,094円、1,909万7,000円余りという売り上げになります。

以上です。

(委員長) ご了承願います。

(大塚) それでは、30年度予算について何点か伺いたいと思います。ページから順番に申し上げますが、115ページ、担当課はやさしさ支援課になりますが、人権相談支援事業というのが中段にあります。この中で初めに伺いたいのですが、市民相談をされている内容というふうに理解をしておりますが、相談を受ける場所については、どこの場所を使っているのでしょうか。

(やさしさ支援課長) 相談場所については、やさしさ支援課のそばに相談室が設置されておりまして、そこは4階ということでエレベーターからおけると直接相談室のほうへ入退室ができるようになっており、相談者が誰とも顔を合わせることはないようになっております。また、相談室は周りを気にすることのないよう、プライバシーに配慮した個室となっており、窓もあるため開放的で明るいつくりになっております。以上です。

(大塚) 同じ事業の中で、弁護士にかかわる費用計上がされておりますけれども、弁護士がこの相談に携わる、かかわる場合は、同じ4階の場所でしょうか、それとも全く違う設定なのでしょうか。

(やさしさ支援課長) 同じ場所になります。

(大塚) 次に伺いたいところもちよっと似たような内容ですので、あわせて伺いますが、ページ1枚めくって117ページ、同じ担当課の女性相談

事業であります。これも昨日の説明では女性相談業務の中では女性カウンセラーに係る費用が計上されております。まず、この女性カウンセラーが対応する場所自体は同じ場所ということによろしいか、その点はいかがでしょうか。

（やさしさ支援課長） 同じ場所になります。

（大塚）では、あわせて伺いますけれども、他の委員からの質問の中で、今回やさしさ支援課に事業が移ってきた婚活支援、これも先ほどの説明の中では登録を含めて相談業務というのですか、それが比較的オープンにされていたので、プライバシーの保護という観点からも総合政策課からやさしさ支援課に移ったという説明もありました。さらに、先ほどの人権相談、女性相談の中でも、エレベーターから直接来られるという、確かに位置はわかっているので理解はできるのですが、そうはいっても4階においてからその部屋に入るまで、あるいはびたり行ったらすぐ部屋に入れるかどうかもわからないのですけれども、当然のことながら、ほかの方と顔を合わせる可能性あるいはそこにすっと行かない場合もあるのではないかなと思うのですが、いわゆる相談者、全てがそうだと思うのですけれども、悩みがあって来るわけなので、プライバシーの保護という意味では今までと同じ4階のあそこの角のところが好ましいということで進めていくのか、私個人的には、ちゃんとした別の相談室があって、気兼ねなく、もっと楽に相談ができるような場所のほうがいいのかなと思います。30年度の計画も含めて、その相談室のあり方、それについて伺います。

（やさしさ支援課長） 現在の相談室は、非常に相談に適した形でつくられておりまして、1点、課題として残っていたのが待合室の件なのです。どうしてもほとんど4階は職員が利用しているので、余り一般の方は来られないこともあるのですけれども、かといって、やっぱりエレベーターで鉢合わせになってしまったりすると、またそこも気まずい思いをするのではないかとということで、ちょっとしたつい立てなのですけれども、それを待合室として、つい立てにして、人と顔を合わせないようにつくられておりまして、そこが非常に今いい状態で、ちょっと待っていてもら

うときにはそこにいていただいて、こちらから声をかけるとか、また事務的な手続も受付でやっていただくことになっておるのですけれども、それも非常に人と顔を合わせないで、すぐにやさしさ支援課の事務の窓口に来られるというところでは、今の場所はちょっと私も見ていて、いいなというところでは考えておりますので、ことし婚活が来るということで、相談もしていきますけれども、なるべく気まずい思いをしないで、私は職員、相談員等には、相手の気持ちになって配慮した対応ということを常に言うておりますので、そこはプライバシーの本当に最たるところなので、慎重に対応していきたいと考えておりますので、そういう形でいきます。

以上です。

（大塚）相談者の立場に立って、よりよい業務運営ができるように配慮を願いたいということと同時に、なかなか数字で伺っても、いろいろ多岐にわたると思われますので、もしできたら1年間を通じて市民相談の内容、件数等を後で結構ですから、データとしてあるのであればいただけるかどうか、その点を確認します。

（やさしさ支援課長）今データとして概要ですけれども、説明はできるかなとは思いますが、その辺でなくてデータということであれば、またちょっと戻って協議してからお返事をしたいと思っております。

以上です。

（大塚）続きまして、次の項目ですが、125ページの上段になります市民税、賦課徴収費庶務事業であります。ここも同じように税務相談というのが業務の中にあります。これについてもプライバシーの保護、いわゆる個人情報の保護にどのように配慮しているのか、この辺についてどうなっているのか伺います。

（市民税課長）税務相談の会場なのですけれども、新館2階にあります市長室の手前に相談室が1つありますので、そこを使っておりますので、外部には声も漏れずに囲われた一つの部屋でございますので、十分プライバシーには配慮されていると思います。

以上でございます。

（大塚）30年度の予算に多分反映されていると思うのですが、実際相談の件数等については増加傾向あるいはおおむね横ばい、そこら辺もし状況がわかればお伺いしますが、いかがでしょうか。

（市民税課長）ご相談件数ということなのですからけれども、28年の実績が37件、29年度の実績が41件でございます。

以上でございます。

（大塚）わかりました。

続きまして、同じ125ページのその下になりますが、市県民税・諸税賦課事業であります。ここに確定申告相談というのがのっておりますので、今まさに確定申告の受け付け期間中であると思いますが、まだ終わっていませんけれども、30年、今現在の申告受け付け状況について、もし数字があればお伺いをいたします。

（市民税課長）お答えいたします。

確定申告の状況の数ということでございますが、吹上学習センターが3月の5日までやっておりまして、それまでの間、2月9日の還付から始まりまして14日間済んでおります。きょうからまたほかの会場を使ってやっておりますけれども、あと6日間の受け付け期間がございます。

その中で、総来場者数としまして6,631名、昨年度、同じ時期まで吹上が終わったところまで考えますと、305名来場者は減っております。

以上でございます。

（大塚）今のは吹上会場分ということですか、それともそれ以外のものもあれば改めて伺います。

（市民税課長）今の6,631名というのは、2月9日から始まりまして3月5日までの14日間分、吹上学習センターから始まりましてクレアこうのす、次、川里生涯学習センター、また吹上生涯学習センター、その形で14日間で6,631名でございます。

以上でございます。

（大塚）日にちを変えて、場所を変えて、市民というか、申告者の立場に立って、多分そういった設定をされているのだと思うのですがけれども、具体的に、とりわけ旧鴻巣市と、それから旧吹上、川里、それぞれある

ので、そこら辺ちょっと伺いたいのですけれども、吹上で行った会場で、吹上は当然複合施設ですから、申告に来る方ばかりではないはずなので、一部川里の川里館も同じなのですけれども、利用者が相談に行こうと思っても、まず一番問題なのは車をとめることに苦慮しているという話も聞きますので、もしわかれば吹上の受け付けの状況の中で駐車場のことも含めて何かあれば伺いますが、吹上はどうでしたか。

（吹上支所副支所長）吹上支所を毎日利用される方なのですが、確定申告の会場が行われる際には、ふだんのお客様プラスになりますので、複合施設ということもありますので、ほかに図書館ですとか児童センターを利用される方もその駐車場をお使いになります。日ごろからその駐車場を使われる方は、人数はかなりあると思います。また、さらにその会場が開催される、申告会場になった場合にはかなり混雑いたしまして、やはり何台か待つお客様も出てきてしまいます。

以上です。

（大塚）では、同じように川里の会場については、状況がわかればお伺いいたします。

（川里支所副支所長）川里支所のほうでは2月22、23日の2日間で確定申告の受け付けを行っているのですが、多い日には300人近かったと思います。実際に駐車場は77台のスペースを持っているのですけれども、もう平成26年から毎年行っておりますので、税務課のほうでJAさいたまの持っている駐車場が広田小学校の裏側に、支所から少し離れたところなのですが、そこにありますので、そこを無償貸与していただいて、そこに一部行っていただく形にはなりました。それと、支所内につきましては、もう確定申告がいつ行われるということがわかっておりますので、生涯学習センターの利用者と児童センター側の利用者も含めて、支所内にもその日程には確定申告がありますよというお知らせと、会場を借りられる方には確定申告がありまして、駐車場がかなり手狭になりますけれども、よろしいですかという確認と、それから児童センター業務のほうもありますので、そちらには親子連れの方々にもお知らせする形はっております。

それと、A T Mがありまして、そちらを直接利用する方もおりますので、A T M利用者とお子様連れのお母さんが使う方と、支所で受付だけ、通常の業務をする方だけのためのスペースをわざと6台分別にとりまして、そちらは常に申告の方は置けない形に職員のほうが出まして、させていただきました。

それと、2日目が高齢者向けのサロンが毎月定例のが入っております、そちらもご相談したのですけれども、そちらのほうには同時の日付になりますけれども、よろしいですかということで確認をさせていただいて、ただ高齢の方でせつかく楽しみにしておりますので、障がいを持った方たちも困らないように、その分の駐車場については職員のほうの公用車を置くスペース部分についてあけまして、そちらで対応させていただきました。なので、70台近くの駐車場がありましたが、一時的には、ごめんなさい、改めさせていただきます。J Aほくさいが持っている駐車場のほうに一部行った時間帯もありましたけれども、一番多いときで多分20台ぐらいの車がそちらに移られていただいたと思います。ふだんは駐車場の中をロータリーにはしていないのですが、その日は、およそ多分いっとき4人、5人の職員が出ましてロータリーにさせていただいて、回転させていただいて、どうしても混んでいるときはそちらの駐車場に案内するということと、障がい者スペースについては障がい者の方、それと高齢者のマークのついていらっしゃる方は優先にさせていただいて、そちらの駐車場をとりましたので、大変寒い日だったので、正直言いまして駐車場整理も大変だったのですが、でもそれを逆にご理解いただいて、特に苦情はなく申告をしていただいた状況です。

以上です。

（大塚）この30年度の予算に対する審査なので、実例というか、ひとつこういった話を聞いたというのをお話ししますが、川里地域にお住まいの方で、申告期間22、23の2日間なのですが、そのどちらかで農業研修センターに来て、場所はここがいいという人がいたらしいです。いわゆる何を言わんかということ、合併前は農業研修センターが会場だったということだと思います。合併後も使った記憶もあるのですけれども、今30年

度以降の話としてお話ししますけれども、場所については当然どこで設定をしても遠い人、近い人が出てくるわけなので、今後の方向性の中でスムーズな確定申告を行うための一つの手法として、車の置き場の確保というのにも必要かなと思います。例えば今申し上げた川里地域でいえば、農研センターであればどうなのか、吹上であればコスモスアリーナふきあげがどうなのか等々、いろいろ考えることはできるかなと思います。もう既に来年の確定申告の場所も日にちも決まっているかもしれませんが、市民の方の中には車をとめるのが大変だとか、どこでやっても同じなので、おおむね車でそこに出向く方が多いとは思いますが、そこら辺今後検討する課題になるかなと思いますが、変えらるるとも検討するとも答えが出ないかもしれませんが、そういった現実的な話があるということで、それをご理解いただきたいと思います。ちなみに31年の申告時期のタイミングの状況はもう決まっているのでしょうか。

（市民税課長）会場の確保の関係もありますので、特にクリアなどは事前にもう来年度のある程度の計画は出しておりますので、来年度の申告の準備はもうしております。

さきのご意見の中なのですけれども、特に吹上の生涯学習センターは駅に近いものですから、かなり逆に旧鴻巣の方、箕田ですとか北鴻巣の駅の周辺の方ですとか、例えば馬室で北本の駅に近い方などは電車に乗って吹上の会場へ来られる方も多々いらっしゃいます。クリアこちらのすへ来るよりも、ずっと近くて安全でありがたいという声も伺っておりますので、吹上の会場はそのまま予定どおり。川里の会場につきましては、新しくできた生涯学習センターということで移動させてもらいましたので、もうしばらく次期、同じところを使わせてもらいたいと思っております。

以上でございます。

（大塚）それでは、次に127ページの下になります収税対策室の関係であります。口座振替等推進事業というのがあります。この中で、まず簡単な質問なのですが、口座振替ではなく口座振替等となっておりますが、等とはほかにもあるというふうに理解をしますが、この等とは何を指し

ているのか伺います。

（収税対策室副参事）口座振替等となっている明確な理由ははっきりわかりませんが、恐らく一般的には銀行では預金者の口座から税を振りかえるものを口座振替というと思うのですけれども、金融機関の種類によっては自動払い込みといたり、言い回しが違うので、等を入れているのかと理解しております。

ただ、予算の内容については、口座から税のほうを振りかえるという事業費のみ計上してございます。

以上です。

（大塚）私がちょっと思ったのは、よく最近カードの話題をすると反対する人もいますけれども、カードを使って支払いをするというやり方もあるので、そこら辺もちょっと含まれるのかどうかなどは思ったのですが、そういう意味では等という意味は理解できました。

重ねて伺いますけれども、口座振替は過去数年前の数字も含めて伺っている範囲では、年々その数字自体は上がっているというふうに認識をしております。25年が39.5%から始まって、27年までは上がってきているというのは確認してあります。28年の数字としては、今おわかりであれば伺いますが、いかがでしょうか。

（収税対策室副参事）28年度は43.7%となっております、0.7%の減の実績になっております。

以上です。

（大塚）昨年予算の審査のときも、口座振替は口座に残がった話なのですが、収納する側にすると非常に効率がいいので、今後も進めていきたいということでありましたので、今後もこれについては推進をしていくものとして理解をさせていただきます。

続きまして、131ページの中ほどです。市民課の個人番号の関係ですが、他の委員からも出ましたけれども、個人番号カードの交付については、皆さんご存じのように国が進めている事業であります、なかなか見込みどおりに進んでいないというのが現状であります。そこで改めて伺いますが、当然国がどのような判断で分析をしているのか、また中

間にあります県もそれについては分析や判断をされているのかなど、最終的には市としては、今後推進していくというのは出ましたが、その伸びない理由について改めてどうなのか、国、県、市という3つのステージといたしますか、段階でどのように理解をされているか伺います。

（市民部参事兼市民課長）それでは、個人番号カードの交付の見込みが進まないという理由ですけれども、まず国のほうの見解からいきますけれども、マイナンバー制度が開始されて2年が経過したところでございますけれども、昨年11月にですけれども、マイナンバー制度によります情報連携の運用が開始されたということで、これまで必要であった諸証明の書類の添付が不要になったというところでございます。そのほかにもマイナンバーカードが身分証明書としての利用に加えまして、コンビニ交付サービスの公的サービスについての利用も拡大しているところでございます。

マイナンバーカードの交付の見込みがいまいちというところなのですけれども、利便性を向上させるためには、やはりマイナンバーとか、あるいはマイナンバーカードに対する誤解を払拭させることが大切かなど考えているというところでございます。例えば悪用されるのではないかとということに対しては、本人確認ですとかマイナンバーカードの偽造防止の措置あるいは暗証番号等によります成り済ましの防止対策が講じられているところなのですけれども、セキュリティー面などのメリットは広く周知していくことが国のほうの見解ではないかと思っております。

続きまして、県ですけれども、県につきましては中間ということですので、市区町村の取り組みを大きくサポートしていただけたらと思っております。

本市の見解でございます。コンビニ交付を初めといたしまして、そのほかの情報連携という制度で住民の利便性の向上を図っていかなければならないと考えておりますけれども、カードのやはりセキュリティーの面を広く周知していくことが必要と考えております。市民課におきましてもコンビニ交付のPRを引き続き図っていくことが、カードの交付率の向上につながるのかと思っております。

以上です。

（大塚）改めて部長に伺いますが、マイナンバーカードの発行について、30年度の中でそれを推進するという意味で、例えば庁内会議ですとか担当者のいわゆるプランニングですとか、そういったものというのは定期的にやる予定があるのか、あるいは30年度はまさにこれからなので、そういったことを目的として話し合いというか、そういったものを持つ予定があるのか、その辺についてはいかがでしょうか。

（市民部長）今のところ全庁的にということの体制は取り組んでございませんが、福祉部門で子育てワンストップサービスがもう始まっていますが、やはりこれもマイナンバーカードを使うと。それで、申請ですとか現地調査、鴻巣の事務等、あつてないところが、あつてまだ踏み出せていないということで伺っておりますので、その辺も市民部の部分ではコンビニ交付ということでサービスの部分の事業はできているのですが、今後子育ての部分で政府でも、自宅にいながら保育所申請ができますとかというようなCMが流れていますので、そういう形になるように、大きな部分といたしまして、やはり情報の部分、総合政策課の部分になってまいりますので、うちのほうとしては、あとは取得につきましては、全庁の会議、経営政策会議というのがあるのですけれども、その場にマイナンバーの交付の職員に対して進む状況であるとか、強制ではありませんので、ぜひとっていただきたいということのPRは続けております。以上でございます。

（大塚）わかりました。

次へ行きます。ページが飛びまして249ページ、環境課であります。合併処理浄化槽設置補助事業であります。これはきのうの説明の中で、この予算は37基分という説明でありました。浄化槽の設置をするに於いての補助金であります。どうも昨年あたりですか、設置した後の浄化槽のその後の維持管理についてということで、法令でいくと、多分一般的には第7条とか第11条という表現の中で、設置した後の数カ月以内もしくはそれ以降について多分取り決めがあると思っておりますが、設置をするときの補助、これはわかります。それ以降について、昨年の状況、また30年

度においてどのような内容でどのように進めていくのか、それを伺います。

（環境経済部参事兼環境課長）まず、合併処理浄化槽の維持管理についてでございますが、これは浄化槽法によりまして大きく3つが規定されております。まず初めに、7条検査といたしまして、浄化槽法の7条に規定されていることから一般的に7条検査と呼ばれているのですが、これは先ほど大塚委員がおっしゃったように、新しく合併処理浄化槽を設置して、使用開始から3カ月を経過してから5カ月以内に外観ですとか水質ですとか書類に対して検査を受けなければならないというのが7条検査でございます。そのほかに、保守点検を4カ月に1回以上やらなければいけないということになっております。浄化槽の作動状況ですとか、水質がどうなっているかとか、害虫の発生状況ですとか、そういったことを確認することになっております。

それと、もう一つが、第9条により規定されているもので、これは浄化槽が働かまして水をきれいにして浄化した水を流しますと、そこに汚泥が残りますので、その汚泥を1年に1回以上清掃してください、くみ取りをしてくださいということが定められております。

それと、11条によりまして定められていることから11条検査と叫んでいるのですが、これは年に1回、10人槽以下は5,000円かかるのですが、これはその検査を受けなければならないということになっております。これは主に水質の検査が内容になっております。

それで、実施の状況ということでございますけれども、28年度の実績で申し上げますと、法定の7条検査、設置後の検査ですけれども、これは実施率は100%でございます。11条検査につきましては、実施率は約11.9%となっております。

以上でございます。

（大塚）今7条と11条ということで2つの数字が出てきたのですが、新築のうち、あるいは入れかえて間もなくであれば100%というのは理解できるのです。問題は、多分11条関連の11.9%。最初の説明ですと、受けなければいけないということは受けなくてはいけませんよね、

結果としては。これが11.9%、残りの9割近くのところが受けていないということになるのでしょうか。そうすると、この事業のこの項目の中では設置に対する補助なので、これ以上ふえることは無理だと思うのですが、すけれども、11条検査を限りなく100に近づけなくてはいけないので、それに対して30年度、今考えている打つ手としては何かあるのでしょうか。

（環境経済部参事兼環境課長）合併浄化槽は、人槽にもよりますけれども、およそ60万円前後の補助金が個人に渡るわけですので、せっかく設置していただいても、きちんと検査を受けて、きちんとした作動をしていただかないと水がきれいになりませんので、そういった意味では11条検査の実施率が1割近くということで、それがかなり問題だということで、所管しております埼玉県でも同じ考えを持っております。

そのようなことから、今年度からなのですが、埼玉県のほうで一括契約制度というのを始めました。これは、今までは保守点検と清掃と法定検査、これを別々に使用者が申し込まなければいけなかったのですが、そういう手間を少しでも省いて実施率を上げるという目的で、1つの業者に申し込むことによって、3つの申し込みが一括できる制度を一括制度といいまして、埼玉県が鴻巣市さん、一緒にやりませんかということで声をかけていただきました。埼玉県が主体でやっているのですが、鴻巣市も協力をしてシルバー人材センターの方に単独、合併問わず、使っている方の全お宅を回って、この検査の必要性ですとか一括制度のご利用についてPRしているところがございます。ですので、引き続き平成30年度以降もこの一括契約制度を中心に法定検査の受検率を上げるような周知を図っていきたいと考えております。

以上です。

（大塚）わかりました。

続いて、同じページの249ページの中ほど、また下に書いてあります可燃、不燃ごみについて伺います。それぞれ13節として委託料が計上されております。まず、1点目ではありますが、委託料を計上するに当たっては、当然積算根拠であったり計算方式、算出方法があるのだと思いますが、私の記憶ではしばらく前に合併前の鴻巣市、吹上町、川里町、それぞれ

計算の仕方が違うというふうなことで一度話題に上りました記憶があります。それから年数がたっておりますので、違う理由については自分なりには理解しているのですが、まず1点目は、年数がたちましたけれども、その計算方式等々については、今も変化なくそのまま来ているかどうか、まずそれを伺います。

（環境経済部参事兼環境課長） 合併前は鴻巣地域が1世帯当たり幾らという計算方式です。吹上地域につきましては、パッカー車1台当たり幾らという計算です。川里地域につきましては、収集1日当たり幾らという単価で計算しております。それは現在まで変わっておりません。以上です。

（大塚） この算出方法については、長い間時間をかけて、多分当時から議論をして今に至っているということで、そういう意味では理解をすることはありますが、よく市民の方から悪天候、例えば雨が強い、風が強い、あるいはことしみたいに雪が降る等々、気象状況によってはその日に集めるのか集めないのか、あるいはもうとっくに時間過ぎているけれども、1個、2個残されている場合もあると聞いております。そういったときに大切なのは、担当する担当課と、それから収集業者さんが主になると思いますけれども、その意思の疎通というか、連絡がとれているかどうかというのが非常に重要になるかなと思います。

その状況について伺うのですが、あえて伺う理由の中も含めれば、他の委員からも質問出ましたが、新焼却施設、いわゆるごみ処理場の関係で、今までは三市三様のところもある中で進んでいるわけですがけれども、ごみの処分について。これが3市が共有しなくてはいけないときが来ると、必ずそういうときがあります。それに向かっていく中で、鴻巣市はこういうことで現状やっていて、今後もこういうふうにやっていくという確たるものが私は必要になると思います。その中で、まずもって現場と、それからそれを所管する担当課の声が常に行き交うような、そういう連絡調整が、情報交換ができていくというのが私は大事になると思いますので、今現在収集委託業者との連携あるいは情報交換はとれているかということについて伺います。

(環境経済部参事兼環境課長) まず、ごみが、回収忘れがあるよとかという連絡があった場合の対応なのですけれども、たまにやはりございまして、市民の方から出したのだけれども、回収していないよという連絡があります。その場合は、場所によって業者がかわっておりますので、それはすぐにどこの業者というのがわかりますので、その業者に連絡をしまして、業者のほうではもちろんルールどおりに回収、収集に行っているのですが、そういうことであれば回収させてもらいますということでも回収していただいて、トラブルになっていないのが現状でございます。それと、悪天候についてなのですけれども、ことしも大雪が降りまして、5年前ですか、大雪があったのですけれども、そのときも支障なく収集はされておりました。今回の大雪もあらかじめ天気予報でわかっていたので、主要な業者さんに収集どうでしょうかということを確認してみたのですが、今回も収集に行きますというふうに言っていたので、そのとおり問題なく収集ができました。

それと、最後の新たなごみ処理施設が稼働するに当たって、鴻巣市、行田市、北本市で統一するようなことも必要なのではないかとということでも、整備する施設が決まっておりますし、今とは違う体系になりますので、当然収集するものも変わってきますし、そういうこともありまして、現在先ほども言いましたように、3地域によってそれぞれ積算の単位が違っておりますので、それは公平性に欠けているという視点もございまして、それについては新たなごみ処理施設が稼働することを契機に、何とか統一できればというふうに考えておりまして、今検討しているところでございます。

以上です。

(大塚) 次の質問に参ります。

255ページ、産業振興であります。労働支援事業というのがありまして、ここにも労働相談員の謝礼が計上されております。主な中身としては説明ありましたがけれども、アネックス3階の就労支援センター、さつきちようど見ましたらジョブサポート、いわゆる就労支援センターと障がい者就労支援センターの両センターを指してこういう名称がついている場

所があります。ここで労働相談ですから、当然相談件数の推移、それから実際に仕事を探しに来るわけなので、あっせんということもあり得ると思いますけれども、あっせんに至った、いわゆる実績というか実情、まずそれについてはどんな状況か伺います。

（産業振興課副参事）エルミこうのすアネックスビル3階にありますいわゆるジョブサポートこうのす、こちらが就労支援センターと障がい者の就労支援センターを総称して言っているところなのですけれども、産業振興課で所管をしているのが就労支援センターということで、そちらのみの状況を説明させていただきます。

まず、相談件数につきましては、直近3年で平成27年度が1年間で6,708件です。平成28年度が6,505件です。平成29年度が1月末現在ということでの数字になりますけれども、5,207件ということになっております。ちなみに、これは就労相談員が3名いらっしゃるのですけれども、その方々が相談を受けた件数ということでお考えいただければと思います。

ちなみに、ハローワークと同じ機能を持っている求人の端末が利用できるのですけれども、そちらの利用件数が同じ直近3年で申し上げます。平成27年度が9,555件、平成28年度が9,117件、平成29年度がやはりことしの1月末現在ということで6,617件です。

それで、実際に就職に関して紹介した件数あるいは就職に至った件数、こちらにつきましてもハローワークさんのほうからいただいている数字があります。それにつきましては、平成27年度が紹介件数が3,858件、そのうち就職に至った件数が476件です。平成28年度が紹介件数が3,068件、そのうち就職に至った件数が540件です。平成29年度が平成30年1月末現在で紹介件数が2,483件、うち就職に至った件数が440件ということで報告をいただいているところです。

以上です。

（大塚）ただいま細かい数字をお答えいただきましたけれども、実際にはハローワークのデータにしても、相談件数から実際に就労に至った、1割を超えているということなので、私は相談業務自体もジョブサポの

機能自体も十分果たしているとは思いますが。

改めて今ハローワークというお話が出ましたが、ハローワーク以外にもいわゆる就労支援をしているところが多々あるのだと思います。民間も含めると限りなくあると思うのですけれども、たまたまあるところで目にしたのが、サポステという愛称で呼ばれている地域若者サポートステーションですか、正式名称は。これはちょっと調べましたら、全国的に都道府県単位で何カ所かある。今埼玉県だと3カ所ぐらいでしょうか、おおむね設置してある場所が。ここも概要を見ますと、非常に若い人を対象に就職希望の方を直接相談を受けてやっている。恐らく鴻巣のセンターと同じような雰囲気かなと思うのですけれども、ここなんかも多分就労に関して言うと情報も結構お持ちなので、残念ながら鴻巣の近くにはちょっとないのであるけれども、そこら辺今現在どうなのか、やりとりも含めて今後どうなのか、サポートステーションについてはどうでしょうか。

(産業振興課副参事) 地域若者サポートステーション、略称してサポステと言っているのですけれども、実はこれ深谷市にサポステがありまして、平成28年度に深谷の若者サポステから鴻巣市にお話がありました。これはどういうことかという、「深谷市のサポステで相談業務をやっている中で、鴻巣市内から若者が結構相談に来るんですよ」というお話をいただきました。では鴻巣でサテライト的な会場ということで相談業務を受けたらどうですかということをお願いをして、実は市民活動センターの会議室を利用して毎月1回、相談業務を行っておりました。ただ、あいにく利用者がそれほど見込みが多くなかったというところで、平成29年3月、平成28年度末をもってその業務を終了したのですけれども、今年度29年度になってからもある程度お話をいただいたりとかしていますので、そういった意味では今後も連携をしながら、何とか若者のそういう就労の支援をしていきたいというふうに思っています。

以上です。

(大塚) サポステは、厚生労働省の所管のいわゆる全国展開をしている事業であります。ぜひ鴻巣においてもサテライトであってもなくても、

あらゆる機関を利用して活用して、就労あっせんに協力をするというか、そういった若者の特に就労支援として活用すべきと思いますが、もしかしたら28年度で終わってしまったのは、やることをやっても宣伝がちょっと足りなかったのかなという気がしますので、その辺については30年度に期待をしたいと思います。

続きまして、ページが259ページ、農業委員会運営事業であります。他の委員からも質疑がありましたが、農業委員会の制度自体が大きく変わりました。4月から正式に変わるということになると思うのですが、改めて伺いますけれども、例えば29年度、今現在と4月以降の30年度、具体的に農業委員会の事業の違いというのはあるのでしょうか。

（環境経済部副部長兼農業委員会事務局長）まず、29年度までの農業委員の活動についてでございますが、農業委員につきましては、毎月の総会での農地法等に基づく許可等の決定行為と、それと各農業委員の地域での現場活動を実施しておりますが、平成28年4月1日からの農業委員会等に関する法律の改正によりまして、農地の有効利用の最適化、すなわち担い手農業者への農地集積や集約化、それから遊休農地の発生防止解消等の現場活動の業務が今までは重点的に行えない部分もありました。

一方、30年度からの農業委員会の活動でございますが、平成30年度は新たな農業委員会制度におきまして、まず農地利用最適化推進委員を農業委員会が委嘱し、先ほど説明しました現場活動であるところの農地利用の最適化に重点的に取り組むこととしております。

また、一方、農業委員でございますが、市として毎月行われる総会において、農地法に基づく許可等に関して農業委員会としての意思決定を行うということで農地の確保と有効利用に取り組むということで、農地利用最適化推進委員と農業委員がより効果的にそれぞれの役割を担っていただくというふうな形になるというふうに考えております。

以上です。

（大塚）毎年伺っているのですが、ことしの予算書からはちょっとはつきりわからなかったのですが、毎年農業委員の皆さんが先進地への視察

研修をやっていますが、30年度はどうなっているのでしょうか。

（環境経済部副部長兼農業委員会事務局長）農業委員の先進地視察研修でございますが、実は平成30年度につきましては、ご案内のとおり19節の負担金補助及び交付金のところに計上してございません。新たな制度になりまして、農業委員13名、それと農地利用最適化推進委員22名につきましては、先進地研修ということではなくて、県の農業会議等が主催する研修に全員で参加して、いわゆる庁用バス等を利用して日帰りの研修でしっかり研修をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

（大塚）次の質問に参ります。

273ページ、観光戦略課のひな人形のまち鴻巣PR促進事業であります。19節として補助金が出ておりまして、内容的にはびっくりひなの開催に合わせてということになっていると思いますが、まさに今ことしのひな祭りの開催しているタイミングであります。開催の途中でありますけれども、2018のびっくりひな、状況についてどのように把握をされ、感じているか、いかがでしょうか。

（観光戦略課長）主催は鴻巣市観光協会なので、観光戦略課といたしましては協力しているという立場で答弁をさせていただきます。ことし、特に各会場のスタッフから若い世代の家族連れがちょっとふえていると、目立ってきているというお話を伺っています。それには会場ごとの各特色を出しているのも一つの効果であるかなと思っておりますし、インスタグラムやホームページの活用などもちょっと効果を出しているかなと思っております。無料の循環バスをご利用いただいているお客様は年々ふえているのですけれども、ことしも多くの方にご利用いただいている。中には千葉の成田市、それから神奈川の横浜市から来ていただいている。中には大阪から来たよという方もいらっしゃって、エルミ会場をスタートして、エルミ会場がゴールなのですが、そちらでバスをおりてきたときには「よかったよ」という声をいただいています。メイン会場のエルミこうのすでは、入り口のシールや、それから観光ボランティアの方のブースなど、新たな工夫をしていただいていることや、

それから花久の里から始まった竹びな、これを各会場でも彩りや見ばえをアップしている効果が出ているかなと感じています。

また、メディア関係ではNHK、日テレ、フジテレビなどで紹介をしていただきましたので、それによって多くのお客様がまたおいでいただいているということです。2月末現在ですと、昨年並みの来場、来客のお客様いただいているのと、物販等の売り上げにつきましても昨年並みの大きな売り上げを上げております。

ことしちょっと感じた課題といたしましては、週末、土日にかけては駐車場の渋滞がメイン会場でも花久の里でもちょっと見られたかなと。また、メイン会場の物販のレジがとても長い渋滞状態になっておりますので、そこを工夫すればもっと売り上げが伸ばせるのになというのを感じております。

先ほどもメディアで紹介したというお話をさせていただきましたが、メディアで紹介されると本当に多くのお客様がいらっしゃるので、無料循環バスに乗り切れない状況が出ておりますので、その辺がちょっと現状としては課題かなと捉えております。

また、3月3日が土曜日の週末でパンジーマラソンと重なっておりますから、多くのお客様が来ていただくことには効果が上がっているのですが、マラソンのコースで多くの道路を交通規制する関係で、無料の循環バスが回せないという現状も起きていますので、その辺は来年度以降、ちょっと工夫をしていく必要があるかなというのが現在の開催に当たっての状況でございます。

（大塚）今後の展望、展開も含めてお答えをいただいたので、来年の2月から3月にかけて、さらにバージョンアップした、メイン会場、サテライト会場も含めて鴻巣のPRの1番かどうかはいずれにしても、かなり効果的な事業になるよう期待をいたします。

質問としては、もう一点、最後にいたします。平成29年の3月をもって公共施設等総合管理計画ということで一度示されました。その中で目を通してみると、当然このまま使う、やや使い方を検討する等々、4つの判断区分に分かれております。あえてその中で当常任委員会が所管する

施設、建物が幾つかありますので、その中について伺うものであります。具体的に何を聞きたいかという点、施設ごとの維持管理の中でいわゆるランニングコスト、経費であります。経費の中でも固定経費、固定外経費とあると思うのですけれども、ある意味固定経費に位置づけられると思われるのが電気料金です。鴻巣市の全体を管財のほうに確認をしたところ、それぞれの施設の電気事業者との契約先、契約については、施設ごとに賄っているという説明を伺いました。この本庁舎新館に置きかえてみると、ここは従来の東京電力から今現在ミツウロコから電気を買っています、平成24年だったと思いますけれども。そのようにいわゆる金額だけの問題ではないと思いますが、より効率性の高いものを多分選んでいるはずなので、これから申し上げる幾つかの施設の中で、電気事業者がどこで、過去において見直しをやっているのかいないのか、またもし見直しをしたとすればいつごろやったのか、あるいは今後やるとすればいつごろやる予定なのか、その辺について順次伺いたいと思います。全部読み上げますので、順次お願いいたします。

まず、最初が市民文化系に分類される笠原稲穂センター、続いて同じく同じ系列にあります花久の里、また続いて市民サービスコーナーとパスポートセンター、これは同じ場所にあるのでちょっと難しいかもしれませんが、もう一点が就労支援センター、この3つが同じ場所というふうになっているかなと思います。続きまして、吹上の勤労青少年ホーム、これもスポーツ施設と複合になってはいますが、もしわかればということでお答えをお願いします。続きまして、産業観光館ひなの里、それから電気を使っているかどうかもちょうと確認とれていないのですが、市民農園、続きまして産業系に移って川里農業研修センター、それからもう一つが複合施設ですが、鴻巣勤労青少年ホーム、最後ですが、分類はその他ということで、渡内糠田排水機場、以上私に見える範囲ではこのぐらいの施設がそれに当たるかと思っておりますので、できましたら順次お答えをお願いします。

(産業振興課長) まず、笠原稲穂センターでございしますが、見直しのほうは行っております。ちょっと時期については不明なのですが、

ミツウロコにかわっております。

以上です。

（観光戦略課長）花久の里です。花久の里につきましては、現在東京電力ということですが、見直しにつきましては、当初東京電力以外の事業者からセールスはあったようですが、検討した結果、東京電力ということだそうです。

（市民部参事兼市民課長）市民サービスコーナーとパスポートセンターにつきましては、確認しましてご報告ということにさせていただきます。よろしく申し上げます。

（産業振興課副参事）就労支援センターにつきましては、事業者がダイヤモンドパワー株式会社です。こちら見直しをさせていただいております。次に、吹上勤労青少年ホームです。こちらは事業者が東京電力、見直しをこれも行ってございまして、指定管理者が会社全体として東京電力と契約をしたということで、平成30年1月に見直しをしております。

次に、産業観光館ひなの里でございます。事業者が東京電力、こちらにつきましては、見直しはしてございません。

以上です。

（産業振興課長）続きまして、市民農園でございますが、こちらについては見直しは行ってございません。

続きまして、川里農業研修センターにつきましては、見直しの時期といたしまして26年4月、イーレックス株式会社に変更となっております。

（産業振興課副参事）次に、鴻巣勤労青少年ホームです。事業者がミツウロコさん、こちらも見直しを行っているのですけれども、時期については不詳ということでございます。

以上です。

（市民部参事兼市民課長）先ほど確認するというお答えでしたけれども、市民サービスコーナーとパスポートセンターにつきましてはですが、見直し時期が平成28年1月にダイヤモンドパワー株式会社というところで見直ししております。就労支援センターと同じということでござ

います。

以上です。

(産業振興課長) 分類ではその他ということで、渡内糠田排水機場でございませけれども、こちらにつきましては東京電力ということで見直しのほうは行っておりません。

以上でございませ。

(大塚) 今59分経過したので、あと1分で終わらせませ。

施設の維持管理の中では、当然ランニングコストを圧縮して削減して、よりよい効率性の高い運営が求められているわけです。恐らく東京電力が悪いわけではないのですが、多分他社との違いは基本料金の違いに明確にあらわれているはずです。そこら辺は施設ごとに使える業者が限定されていることでもありますので、ぜひ見直しをしていない施設については、30年度、まさにこれからですから、どこかが、誰かが責任を持ってチェックをしていただきたいということをお伝えして質問を終わります。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めませ。

初めに、反対討論はありませんか。

(菅野) マイナンバーのみの反対討論で、全体については本会議場で行います。

もともと2017年1月から本来マイナンバー事業は行う予定でしたが、日本年金機構の125万件に及ぶ情報流出で実施が延期されてきました。国民がマイナンバー制度を切望していないのは、2015年10月の制度開始以来、2年半もたつわけですけれども、本市で見ますとマイナンバーの普及が2018年、ことしの2月末で11.7%というのは、この数値そのものも市民が切望していないという説明であると思います。もともとこのカードを持っていなくとも、諸手続には全く支障はありません。むしろマイナンバーと生年月日、顔写真、個人情報蓄積できるICチップが一体とな

っているカードを持ち歩くほうが盗難や紛失のリスクを高めると思います。

現在、最近発表された情報では、2018年、ことしのこの2月10日の新聞報道では、マイナンバーシステムが不完全になったということが報道されました。大企業の会社員らが加入する健康保険組合や中小企業の協会けんぽなどの加入者やその家族のマイナンバーを使って、所得確認などが簡便にできるとされたシステムで……

(何事か声あり)

(菅野) 何だ、何だ、うるさいと思うけれども。

当初見込まれたサービスが一部提供できない事態になっています。厚生労働省は、健保組合などが支払うシステム利用料の2度目の値下げに今迫られているわけです。

さらに、政府は企業への住民税通知書、マイナンバーは不要だと方針転換をしました。地方自治体が企業へ送る従業員の個人住民税額通知書にマイナンバー制度の個人番号の記載を定めた規則を政府が改正したと16日わかりました。2018年度からは番号記載が不要になると。これは誤送付による情報漏えいが相次いだほか、通知書を管理する企業側の事務負担が重く、経済界や自治体が不記載とすべきだと訴えていたことにあるものです。

もともとマイナンバー制度は国民の税、社会保障情報を管理し、社会保障費を削減するための道具にしたい財界の要求から出発したものです。マイナンバー関連の情報が警察捜査に利用されたことなども判明し、共謀罪法を強行した安倍政権のもとで、マイナンバーを通じた監視社会づくりに拍車がかかることを警戒する声も強まっています。国民の利益にならない制度は廃止にすることが必要です。

以上、反対します。

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありますか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第50号 平成30年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

なお、会議録の調製及び委員長報告書の作成につきましては委員長に一任願います。

これをもちまして市民環境常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

(閉会 午後2時39分)